

東松山市地域福祉活動計画 骨子案
(第 1 稿)

目 次

第1章 地域福祉活動計画の役割と位置付け

1 計画策定の背景

かつて我が国では、生活の様々な場面において血縁や地縁の支え合い機能が存在し、人々の暮らしを支えていました。しかし、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、人々の価値観や生活様式が多様化し、また、世帯規模の縮小や単身世帯の増加が顕著になり、家族や地域における支え合いの基盤が弱まってきています。支え合いの基盤が弱まったことにより、サービスや制度があるにも関わらず、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするケース（8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）や、従来の対象者別の支援制度では対応できない、いわゆる「制度の狭間」にあるニーズが浮き彫りとなっています。

こうしたなか、近年多発している地震や台風等による大規模な自然災害は、各地に甚大な被害をもたらし、東松山市においても、令和元年10月に発生した東日本台風では未だかつてない大規模な自然災害を経験しました。この経験を通じて、日頃からの住民同士のつながりや、住民同士の支え合いの重要性が改めて認識されることとなりました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人のつながりの希薄化がさらに進んだことに加え、潜在的に広がっていた格差が顕在化し、とりわけ社会的弱者と言われていた人々を苦しい立場に追い込み、日々の暮らしにも多大な影響をもたらしました。このような背景から、民間・公共を問わず、地域の様々な構成員が制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えてつながり、ポストコロナの令和時代に求められる「つながり・支え合い」の地域における新たな取り組みが必要となっています。

国では、このような社会環境の変化に伴い、地域福祉の視点を取り入れた社会保障制度の改正を進めています。高齢者分野では、平成27年度に住民参加型の取組を含めた多様な活動で課題解決を行う介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。また同年には、生活困窮者の抱える複雑化・多様化した課題に対して、生活困窮者自立支援事業により、従来の縦割りではない横断的な支援が制度化され、地域福祉の政策化が進んでいます。そして、「一億総活躍プラン」のなかで提起された「地域共生社会」の実現の具体化のために、令和3年度、重層的支援体制整備事業が始まりました。

地域共生社会の実現に向けては、地域住民や福祉関係者が、様々な地域生活課題を把握し、可能な範囲での解決を図るとともに、必要に応じて支援を行う専門機関や行政機関等と連携して課題の解決に取り組むことが大切だとされています。そのため、市町村では地域住民等が地域福祉の様々な活動に積極的に参加できるように支援する人材を配置すること、地域住民などが交流を図るための拠点を整備すること、地域住民等に対して地域福祉に関心を持ってもらえる機会をつくることが重要であるとされています。

このことに関して、埼玉県では「地域福祉支援計画」を、東松山市では「地域福祉計画」を策定していますが、このような公的な地域福祉に関する計画を策定し、推進していくとともに、地域住民自身が主体的に地域共生社会の実現に向けて活動ができるようにするための計画も一層重要になっています。

今回策定した「第三次東松山市地域福祉活動計画（令和7年度から令和11年度まで）」では、こうした政策的な背景とともに、地域共生社会の実現に向け、地域住民や地域福祉関係者・団体、東松山市社会福祉協議会等がどのように地域づくりを進めていくのかを示しました。

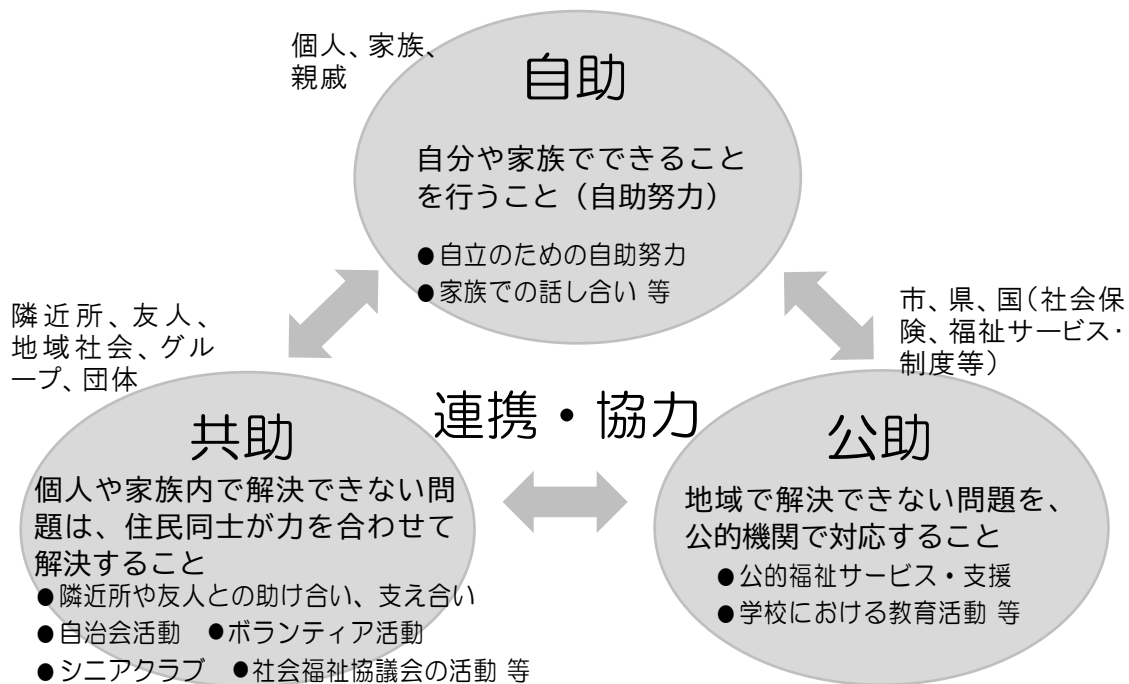
計画の策定にあたっては、「第二次東松山市地域福祉活動計画（令和2年度から令和6年度まで）」の成果と課題及び「第三次東松山市地域福祉計画（令和7年度から令和11年度まで）」の考え方や基本理念、基本目標などを踏まえ、新たな時代に対応することができる計画となるよう改定を行いました。

2 地域福祉と地域共生社会

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、地域において誰もが安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者など、多様な主体が協力し合い、暮らしのあらゆる場面において起こり得る生活課題の解決に取り組んでいくことであり、地域の活性化にも「還元」されていくと考えられています。

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助・支え合い（共助）、公的な福祉サービス・支援（公助）が、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力していく関係を築くことが必要です。



また、国の社会保障審議会福祉部会では、地域福祉推進の理念及び基本目標が以下のとおり示されています。

地域福祉推進の理念	地域福祉推進の基本目標
(1) 住民参加の必要性 (2) 共に生きる社会づくり (3) 男女共同参画 (4) 福祉文化の創造	(1) 生活課題の達成への住民等の積極的参加 (2) 利用者主体のサービスの実現 (3) サービスの総合化の確立 (4) 生活関連分野との連携

本計画では、これらの地域福祉推進の理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉の取組を通じて、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



資料：地域共生社会のポータルサイト | 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

人々が生活していく上で生じ得る課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など多岐にわたるため、本人や世帯を包括的に支えていくことが必要です。

そこで、国は、個人や世帯が抱える課題を地域で包括的に支援していける地域共生社会の実現を目指し、法制度の改正を進め、平成 29 年社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念を規定し、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」を明記しています。

また、この理念を実現するため、市町村が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」、及び「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されています。

さらに、令和元年5月には、地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）の設置し、「次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方」「地域共生社会の実現に向け、中長期の視

点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能」等について検討を行った。この検討会の最終とりまとめにおける提言として、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、①「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。②本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民を対象とすべき。③新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある、④国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要があると提言されました。

また、この提言を踏まえて令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、社会福祉法が一部改正（令和3年4月施行）されました。市町村が包括的な支援体制を構築するための規定が充実され、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（市町村の任意事業）が創設されました。

社会福祉法の一部改正（令和3年4月1日施行）の概要

- 1 地域福祉の推進の理念を規定（第4条関係）
 - 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
 - 地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
 - 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。
- 2 国、地方自治体の責務（第6条関係）
 - 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
 - 国及び都道府県は、市町村において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 3 重層的なセーフティネットを強化するための新たな事業（第106条の4関係：新設）
 - 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。
 - 「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(相談支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

(参加支援)

- ・地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(地域づくりに向けた支援)

- ・地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、介護保険法、障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法等に掲げる事業を一体的に行う事業

(アウトリーチ等を通じた継続的支援)

- ・地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で、相談に応ずること、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を行うことその他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(多機関協働)

- ・複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(支援プランの作成)

- ・各事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 地域福祉計画の記載事項（第107条関係）

- 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。
- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 市町村は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

これまで、高齢者ケアの分野で培ってきた地域包括ケアシステムの考え方を、障害者、子どもなどへの支援や、複合的な課題に広げ、多様な課題への対応ができる体制をつくるのが、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていきます。

そのため、地域包括ケアシステムをはじめとする福祉や災害対策、地域づくりにおいて取り組んできた自助・共助・公助を、持続可能な地域包括ケアの仕組みに発展させる地域福祉活動の展開を目指します。

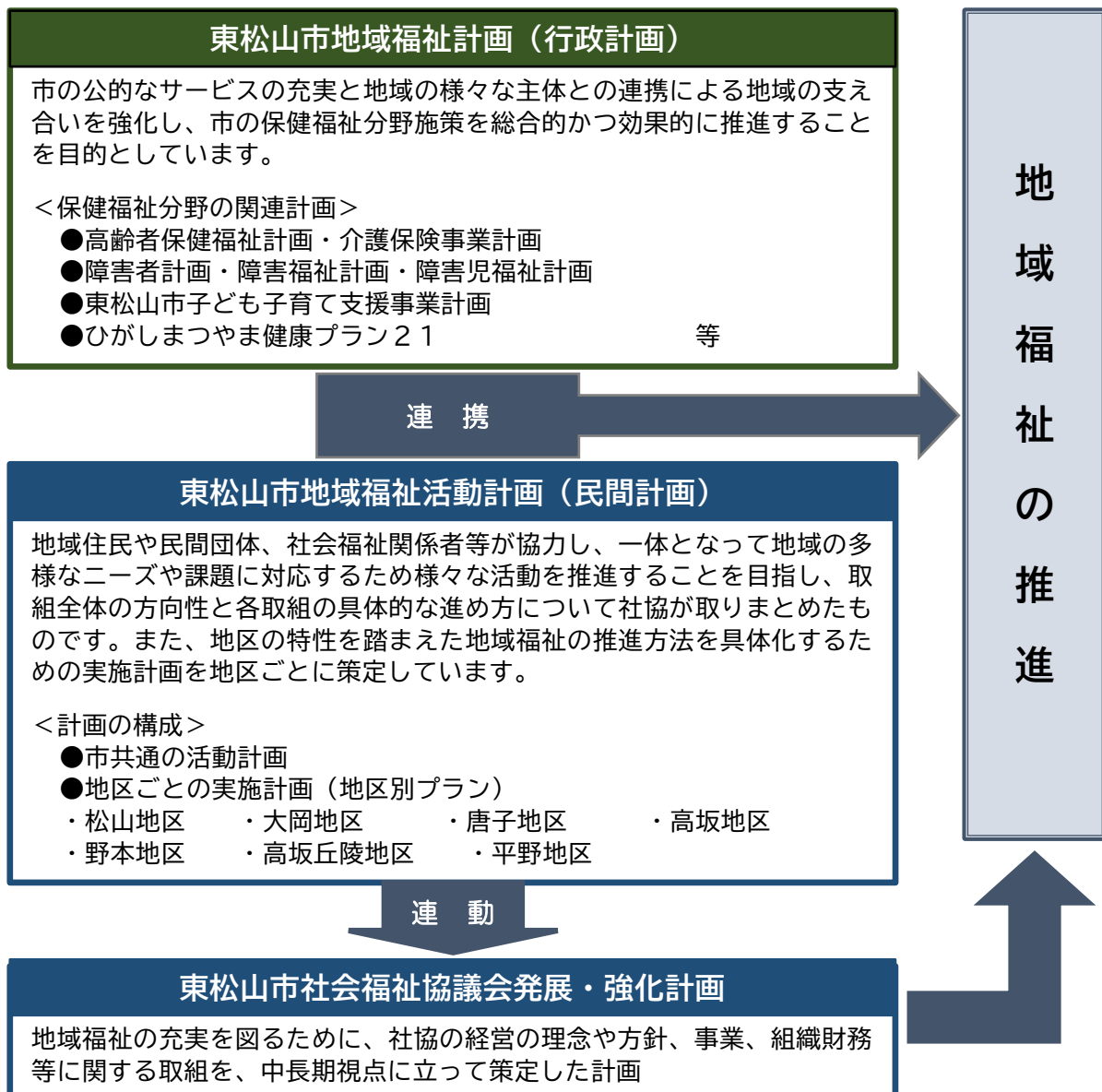
3 計画の位置付け

(1) 地域福祉活動計画の位置付け

地域福祉活動計画は、市の福祉施策の基盤となる地域福祉計画と連携した計画として、社会福祉法第109条に基づく民間組織である社会福祉協議会が、民間の活動計画として市民とともに策定するもので、市民や各種団体の自主的・自発的な福祉活動の活性化を図ることを目的とする実践的な活動・行動計画です。

また、「地区別プラン」は、地区における福祉課題の解決を図ることを目的に地域住民自らが策定する実施計画です。策定します。行政計画である福祉計画と、地域住民をはじめとする地域の様々な活動主体の活動・行動計画である活動計画が相互に連携し、市全体で地域福祉を推進していきます。

さらに、東松山市社会福祉協議会が策定する「東松山市社会福祉協議会発展・強化計画」と連動しながら展開していきます。



4 計画の期間

第三次東松山市地域福祉活動計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

計画期間中においても、関連諸計画の改定、社会情勢の変化、制度の改正などが予想されるため、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとしてします。

計画名称	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
東松山市地域福祉計画	第二次 (令和2年度～)		第三次					第四次	
東松山市地域福祉活動計画・ 地区別プラン	第二次 (令和2年度～)		第三次					第四次	
東松山市社会福祉協議会 発展・強化計画	→		→					→	
	第2期(令和7年度まで)		第3期(令和12年度まで)						

5 計画の策定体制

第三次地域福祉活動計画の策定にあたっては、市民参加による計画づくりを進めるため、東松山市社会福祉協議会が事務局を担い、東松山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「活動計画策定委員会」という。）が中心となって市全体の計画について協議・検討を行いました。

地区別プランについては、市内7つの福祉圏域ごとに地区別プラン作成部会を設置し、地区別プラン作成部会を中心にアンケート調査や地区懇話会等の結果を踏まえ、各地区のプランを策定しました。

計画全体の調整・検討・協議については、活動計画策定委員会において実施しました。

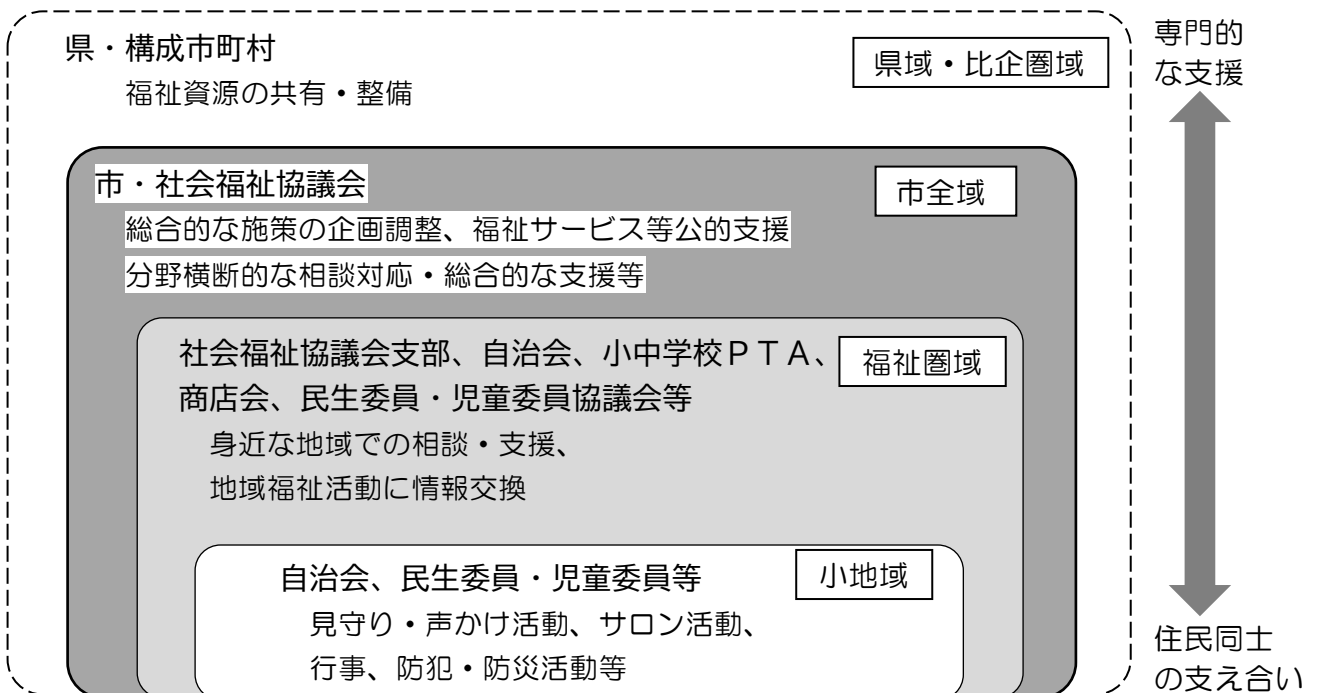
また、第三次東松山市地域福祉活動計画の策定前に、市民、関係団体等の意見を把握するため、令和6年11月●●日から12月●●日まで、パブリックコメントを実施しました。

6 地域の範囲

地域福祉を効果的に推進するためには、「隣近所による相互の助け合い」や「自治会などによる地域活動」、「市全域を対象とした総合的なサービス提供」など、身近な生活圏域（小地域）から、福祉圏域、市全域と、それぞれの圏域が連動して取り組む体制の整備が重要となります。

本計画では、市内の7地区を福祉圏域の基礎単位と位置付けており、さらに、身近な生活圏域における地域住民等の主体的な参画が進むように、地域活動の拠点づくりや地域活動の組織化の支援、ネットワークの構築など、社会福祉協議会とともに検討し、整備していくこととします。

■圏域のイメージ図



■ 7つの地区（福祉圏域）範囲図



第2章 東松山市の現状分析

1 統計データからみる東松山市の現状

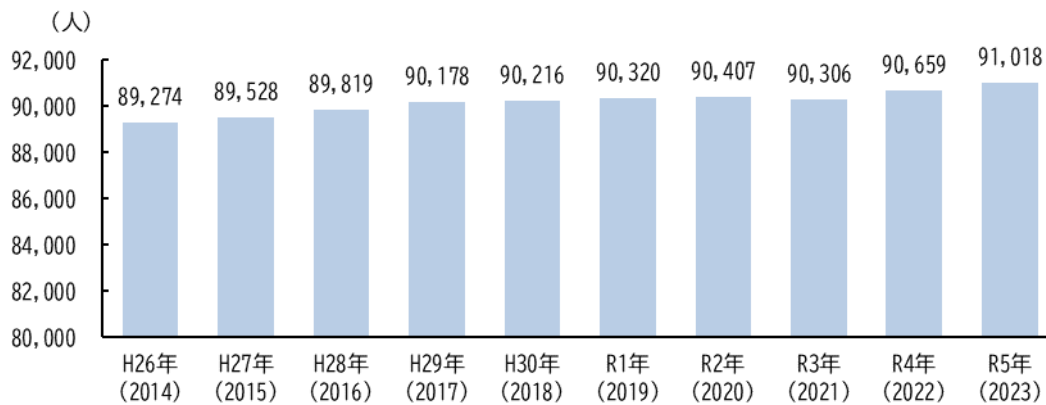
(1) 総人口及び世帯状況

① 総人口の推移及び年齢構成

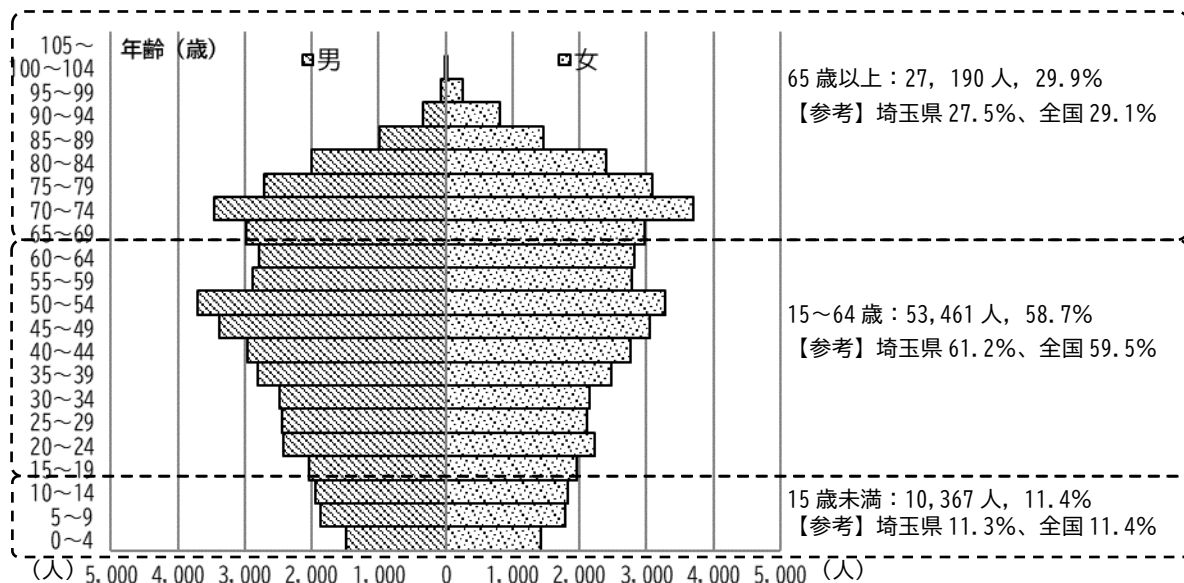
総人口は令和2年から令和3年にかけて若干減少したものの、以降は緩やかに増加し、令和5年は91,018人と平成26年よりも2.0%増加しています。

令和5年の年齢構成を表す人口ピラミッドは、70～74歳の年齢階層が最も多く、65歳以上の高齢者人口は27,190人、高齢化率は29.9%となり、埼玉県を若干上回っています。15～64歳の生産年齢人口は53,461人で58.7%となり、埼玉県・全国を上回っています。15歳未満の年少人口は10,367人で11.4%となり、埼玉県・全国を下回り、ピラミッドの底辺にあたる0～4歳の幅が狭く、少子化が懸念されます。

■総人口の推移（各年10月1日現在）



■人口ピラミッド（令和5年10月1日現在）

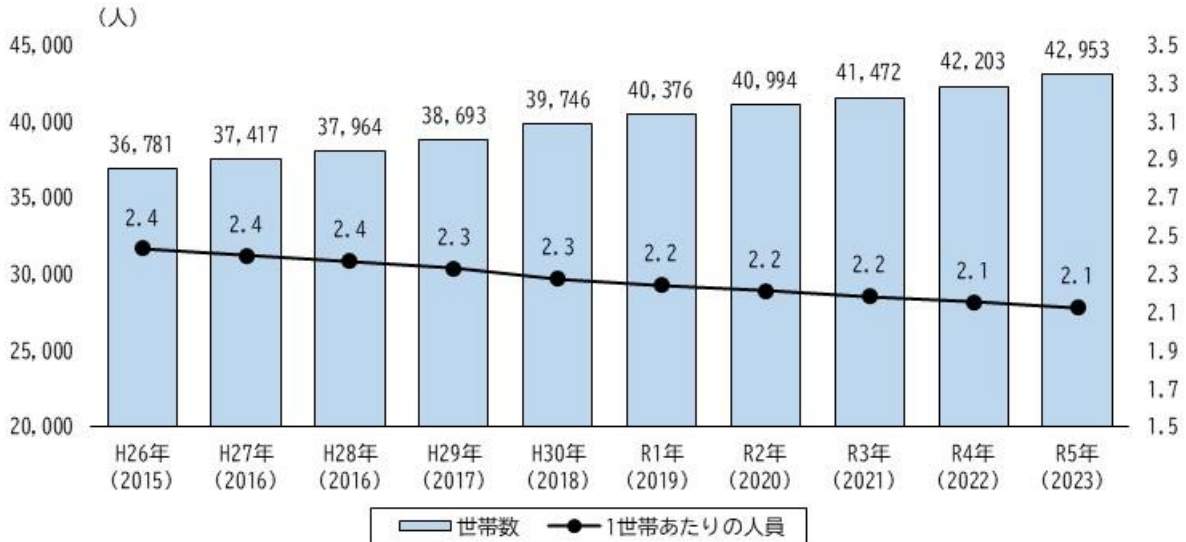


資料：住民基本台帳（参考値については、総務省統計局資料「人口推計(2023(令和5年)10月1日現在)」による）

② 世帯数等

世帯数は増加が続いており、令和5年は、42,953世帯と平成26年から16.8%増加しています。世帯数は人口の増加率を上回っているため、1世帯当たり人員は減少し、令和5年は2.1人となっています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移（各年10月1日現在）

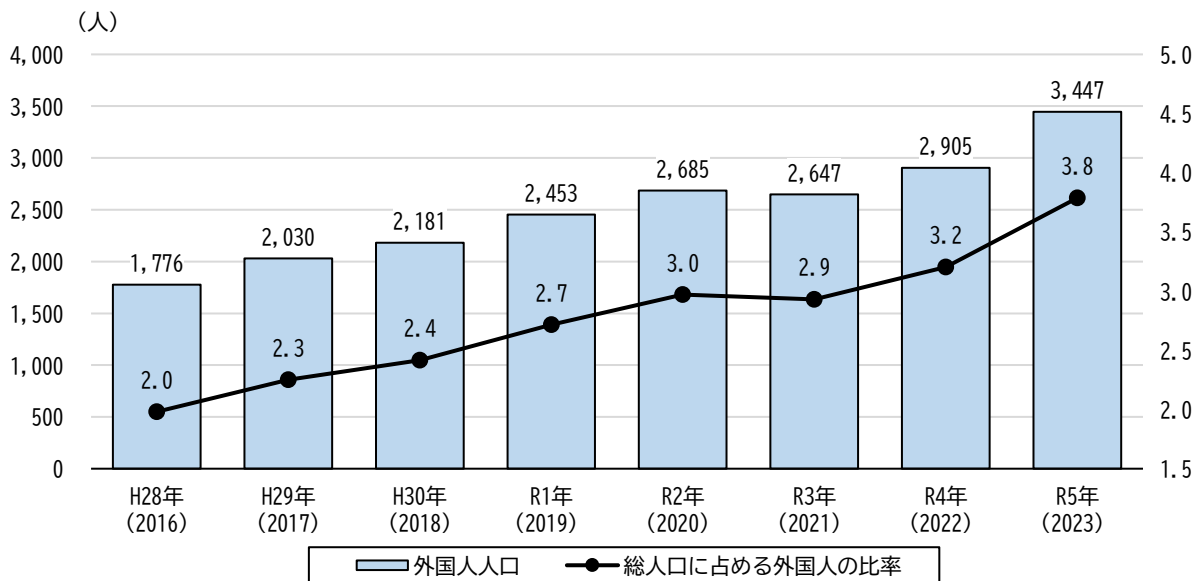


資料：住民基本台帳

③ 外国人人口の推移

外国人人口は、令和2年から令和3年にかけて減少したものの、平成26年以降増加傾向にあり、令和5年は3,447人、総人口に占める割合は3.8%となっています。国籍別ではベトナム人が最も多く、次いでブラジル人、中国人となっています。

■外国人人口の推移（各年10月1日現在）



資料：市民課

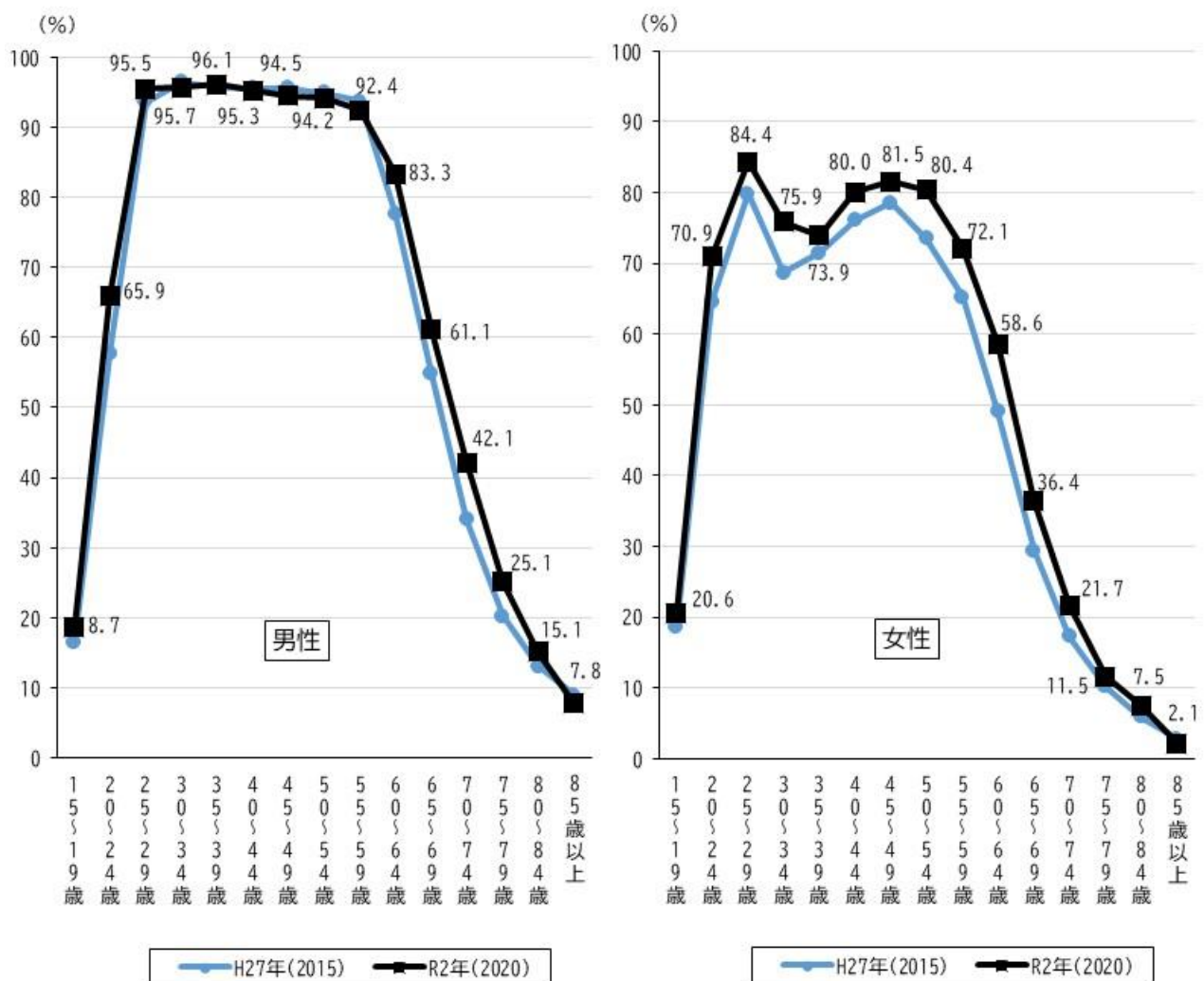
(2) 労働力状態

令和2年の労働力率*をみると、男性は20歳代後半から50歳代は9割台でほぼ平行線を描き、台形に近い形となっています。ただし、平成27年と比較すると、20～24歳、60歳代及び70歳代では5～8ポイント程度高くなっています。

女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で一旦低下し、その後再び上昇するM字カーブを形成しています。しかし、平成27年と比較すると、M字の谷の部分からの戻りが40歳代後半と遅くなっています。また、50歳代及び60歳代は6～9ポイント程度上昇するなど、女性は概ね全年齢で労働力率が上昇しており、女性の社会進出が進んでいる状況がうかがえます。

*労働力率：15歳以上の人口の内、働く意思のある労働が可能な人口（「就業者」及び「完全失業者」の合計）の割合です。

■労働力率（平成27年及び令和2年）



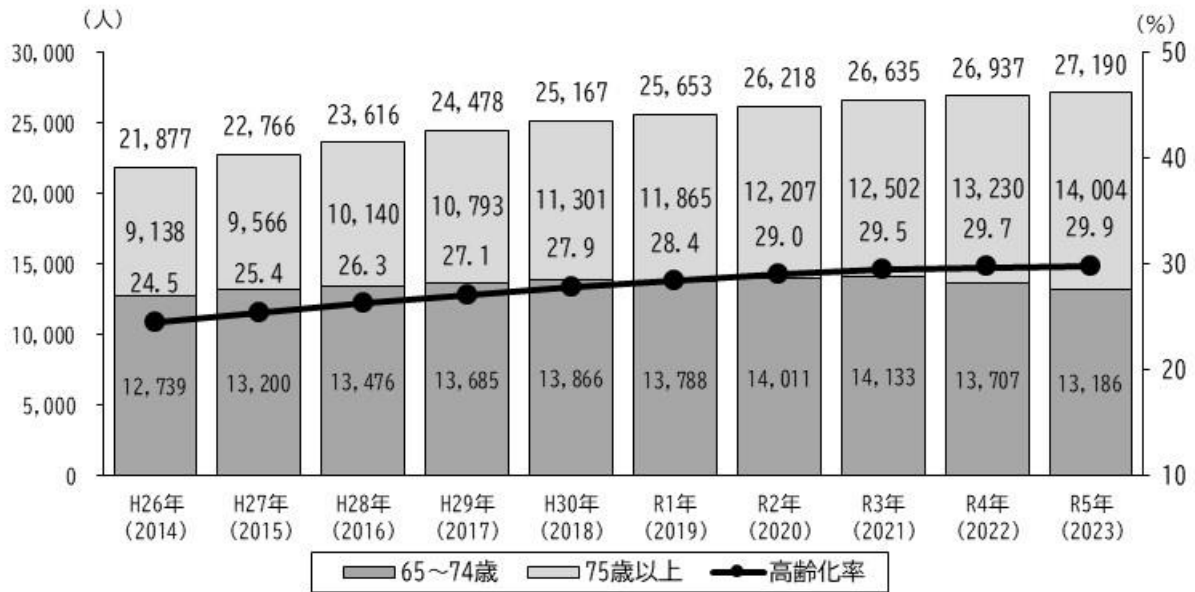
資料：国勢調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

高齢者数は増加しており、令和5年は27,190人、高齢化率は29.9%に上ります。内訳をみると、65～74歳の前期高齢者は13,186人で令和3年をピークに減少傾向にあり、75歳以上の後期高齢者は14,004人で平成26年からの増加率は53.3%となり、後期高齢者が大きく増加しています。令和7年には団塊の世代がすべて75歳以上になるため、後期高齢者のさらなる増加が見込まれます。

■高齢者数及び高齢化率の推移（各年10月1日現在）



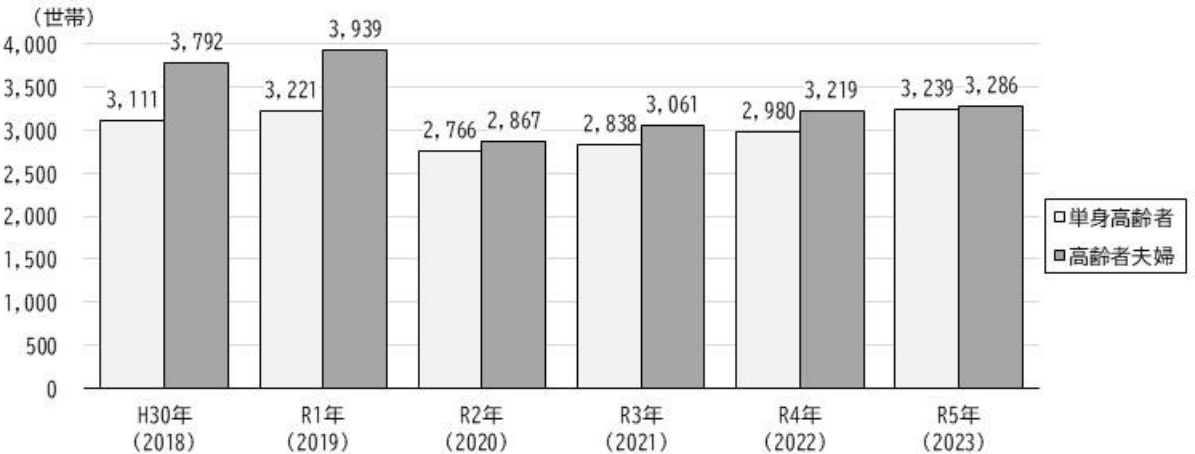
資料：住民基本台帳

② 高齢者世帯

高齢者世帯は令和2年に減少後、増加傾向にあり、高齢者の一人暮らし世帯は令和5年は3,239世帯となり、平成30年よりも4.1%増加しています。

高齢者夫婦世帯も令和2年以降は増加しており、令和5年は3,286世帯となり、平成30年からは14.0%減少しているものの、令和2年よりも14.6%増加しています。

■高齢者世帯状況の推移（各年10月1日現在）



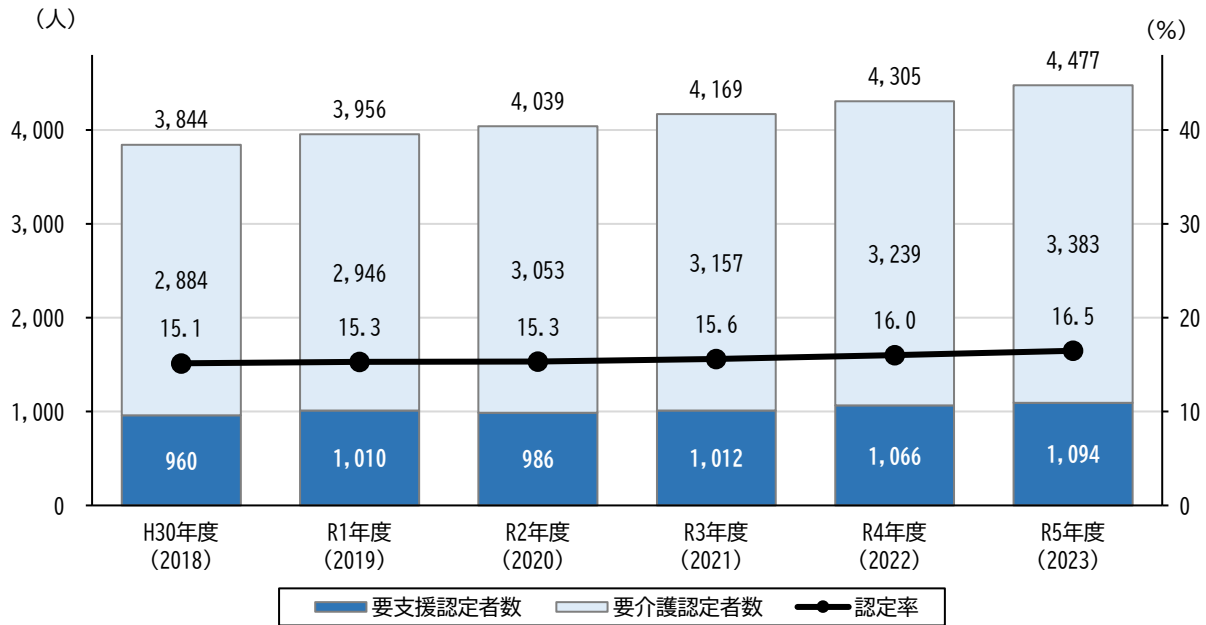
※令和元年までの調査対象者は65歳以上、令和2年以降の調査対象者は70歳以上。

資料：高齢者世帯調査

③ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年度は要支援認定者が1,094人、要介護認定者が3,383人、合計4,477人となっています。あわせて、高齢者総数に占める要支援・要介護認定者数の割合を示す認定率も平成30年度以降増加傾向にありますが、増加率は認定者数の増加率と比べて低くなっており、介護予防事業をはじめとする各種施策の成果によるものと考えられます。

■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移（各年度末現在）



資料：高齢介護課

④ 高齢者に関連する相談状況

地域包括支援センターの年間実相談人数は、令和5年度は3,054人で令和2年度以降増加が続いています。年間延相談件数についても増加が続き、12,598件となっています。

■高齢者に関連する相談（地域包括支援センター）各年度末現在

	年間実相談人数 (人)	年間延相談件数 (件)
令和元 (2019) 年度	2,385	9,604
令和2 (2020) 年度	2,244	9,699
令和3 (2021) 年度	2,488	9,424
令和4 (2022) 年度	2,861	11,770
令和5 (2023) 年度	3,054	12,598

※総合相談のみ（権利擁護に関する相談、介護事業所等からの相談含まず）

資料：高齢介護課

(4) 障害者の状況

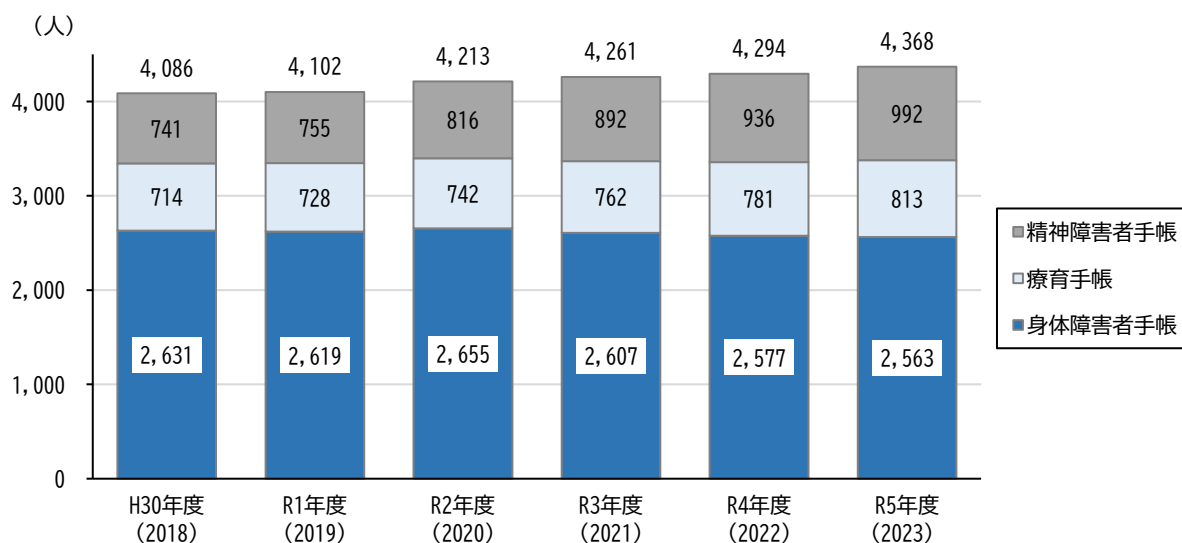
障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年度は4,368人となり、平成30年度と比較すると6.9%増加しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は若干減少しており、令和5年度は2,563人で平成30年度から2.6%減少しています。障害の程度別では重度の1級が最も多くなっています。

療育手帳所持者は増加しており、令和5年度は813人となり、平成30年度から13.9%増加しています。障害の程度別では中度が最も多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加率が最も高く、令和5年度は992人となり、平成30年度から33.9%増加しています。障害の程度別では2級が最も多くなっています。

■障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）



■身体障害者手帳所持者の状況（令和6年度4月1日現在）

	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
人数(人)	2,563	903	382	383	598	126	171
比率(%)	100	35.2	14.9	14.9	23.3	4.9	6.7

■療育手帳所持者の状況（令和6年度4月1日現在）

	総数	最重度 (マルA)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)
人数(人)	813	165	179	250	219
比率(%)	100	20.3	22.0	30.8	26.9

■精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（令和6年度4月1日現在）

	総数	1級	2級	3級
人数(人)	992	93	656	243
比率(%)	100	9.4	66.1	24.5

資料：障害者福祉課

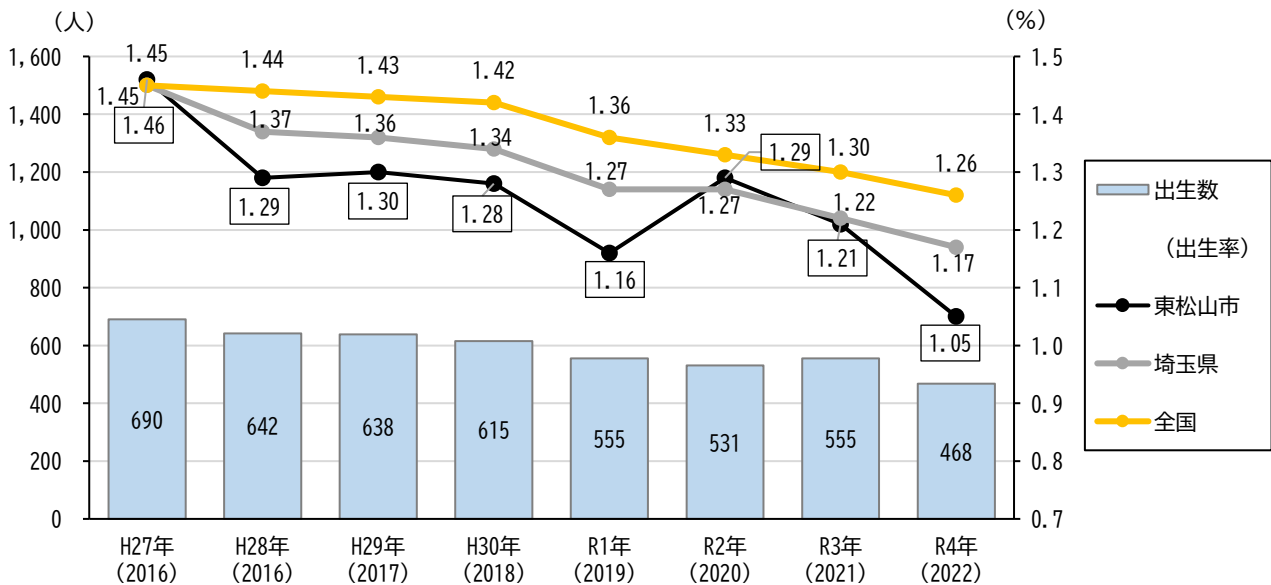
(5) 児童の状況

① 出生数

出生数は減少傾向にあり、令和4年は468人となっています。合計特殊出生率は、増減しつつも減少傾向にあり、令和4年は1.05まで低下し、全国や埼玉県よりも低い値となっています。

市、全国、県のいずれも人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準「人口置換水準」（概ね2.07）を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

■合計特殊出生率及び出生数の推移



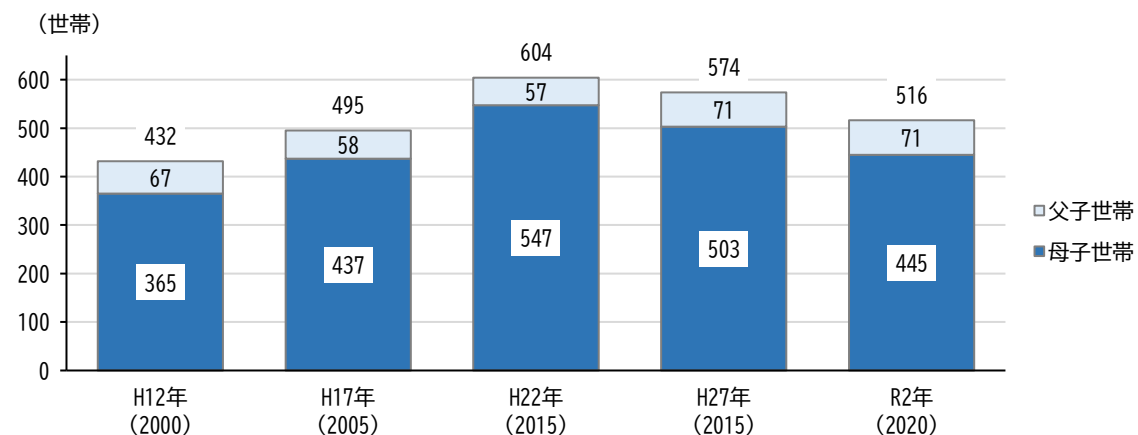
資料：埼玉県保健統計年報

② ひとり親世帯

ひとり親世帯は、平成12年から平成22年にかけて増加したものの、平成27年以降は減少傾向にあり、令和2年は516世帯となっています。

内訳をみると、母子世帯は令和2年は445世帯と平成27年から11.5%減少しています。父子世帯は平成22年までは減少傾向にあったものの、平成27年は増加、その後は横ばいの傾向で令和2年は71世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移（各年10月1日現在）

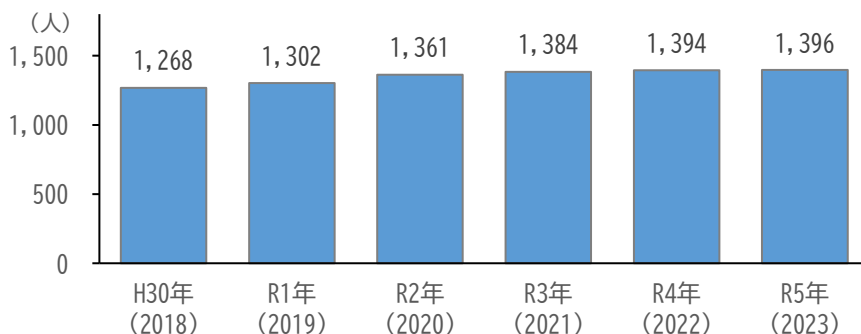


資料：国勢調査

③ 幼稚園・保育園の状況

保育園園児数は、平成30年度以降若干の増加傾向にあり、令和5年度は1,396人となります。年齢別にみると若干の増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

■保育園園児数の推移（各年度4月1日現在）



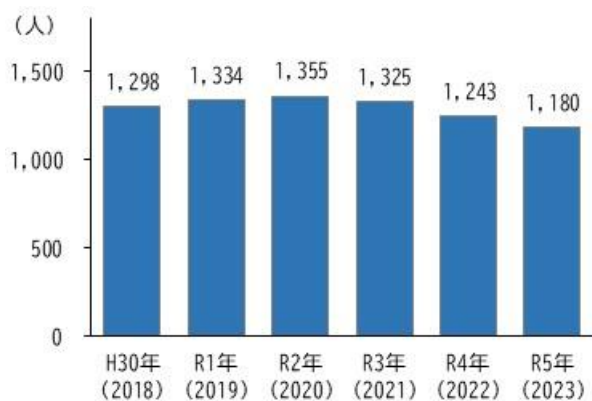
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
園児数	1,268	1,302	1,361	1,384	1,394	1,396
0歳児	74	73	77	74	80	74
1歳児	174	173	200	201	197	201
2歳児	228	235	248	250	248	245
3歳児	262	271	277	295	286	285
4歳児	280	269	286	277	298	293
5歳児	250	281	273	287	285	298

資料：保育課

幼稚園園児数は、令和2年以降は減少し、令和5年は1,180人で令和2年から13.0%減少しています。

児童生徒数は、小学校児童数については大きな変化はみられず、令和5年は4,380人で平成30年から0.8%減少しています。中学校生徒数は令和5年は2,386人で2.2%減少しています。

■幼稚園園児数（各年5月1日現在）



■児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：学校基本調査

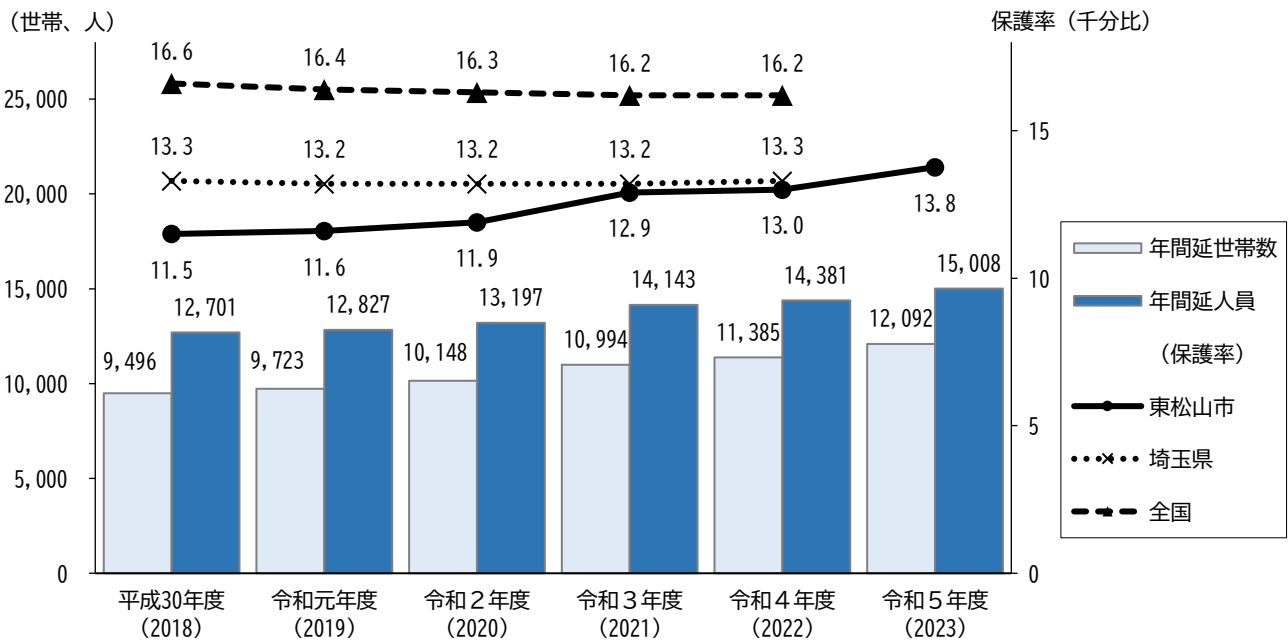
(6) 生活困窮の状況

生活保護については、令和5年度は年間延世帯数が12,092世帯で平成30年度から27.3%増加、年間延人員は15,008人で18.2%増加となっています。総人口に占める保護率(千分比)は全国・県よりも低い水準にあるものの上昇が続いており、令和5年度は13.8‰となっています。

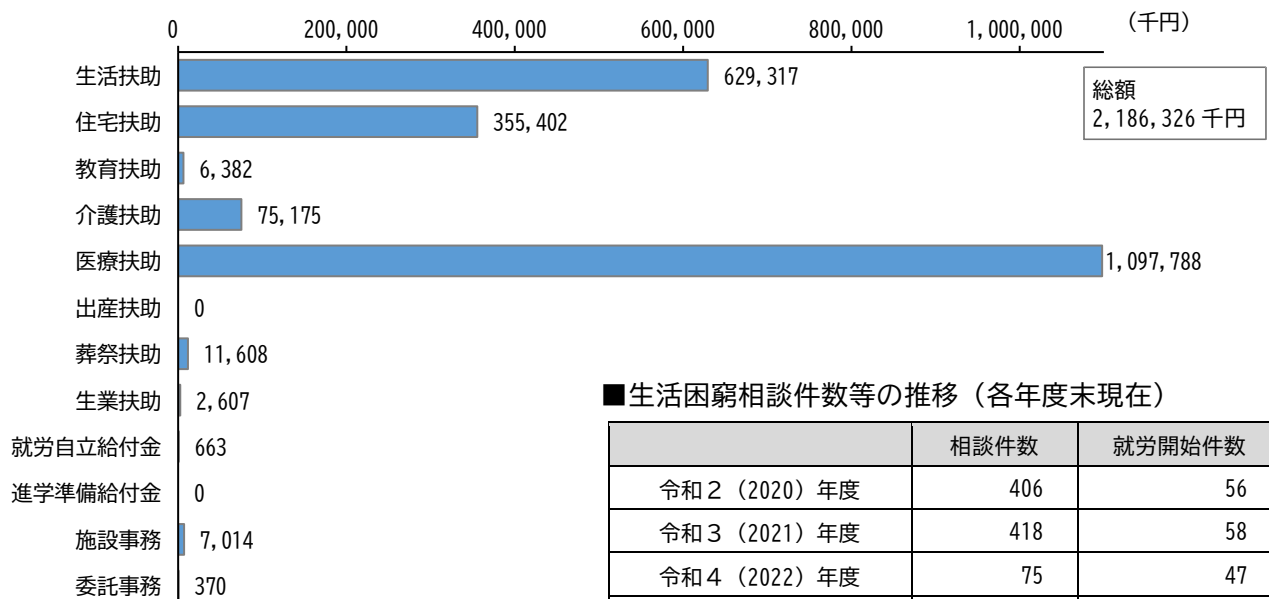
生活保護費の支給額は、令和5年度は総額2,186,326千円となり、保護の種類は医療扶助が1,097,788千円と最も多く、50.2%を占めています。

また、生活保護に至る前の生活困窮者への支援強化として、市は平成27年度から生活困窮者の自立に向けた相談窓口を設けており、令和5年度の相談件数は131件、就労開始件数は33件となっています。

■生活保護受給者数等の推移(各年度末現在)



■生活保護費(保護の種類別)支給額(令和5年度末現在)



■生活困窮相談件数等の推移(各年度末現在)

年度	相談件数	就労開始件数
令和2(2020)年度	406	56
令和3(2021)年度	418	58
令和4(2022)年度	75	47
令和5(2023)年度	131	33

資料：社会福祉課

(7) その他の相談等の状況

DV等の女性相談は年度ごとに変動があり、令和5年度は相談件数が114件、うち、DV相談は44件となっています。

児童虐待件数は、令和5年度は、平成30年度と比べ1.6倍となっています。

ひきこもりの相談は12件となり、その多くは本人・家族からの相談となっています。

自殺者は、男性が女性を上回る推移を示しています。

■DV等の女性相談（各年度末現在） (件)

	相談件数	うちDV相談
平成30(2018)年度	130	70
令和元(2019)年度	150	79
令和2(2020)年度	219	98
令和3(2021)年度	159	54
令和4(2022)年度	100	63
令和5(2023)年度	114	44

資料：人権市民相談課

■児童虐待件数（各年度末現在）(件)

	児童虐待件数
平成30(2018)年度	196
令和元(2019)年度	211
令和2(2020)年度	316
令和3(2021)年度	301
令和4(2022)年度	299
令和5(2023)年度	310

資料：こども支援課

■高齢者虐待件数（各年度末現在）(件)

	高齢者虐待件数
平成30(2018)年度	48
令和元(2019)年度	49
令和2(2020)年度	60
令和3(2021)年度	36
令和4(2022)年度	58
令和5(2023)年度	49

資料：高齢介護課

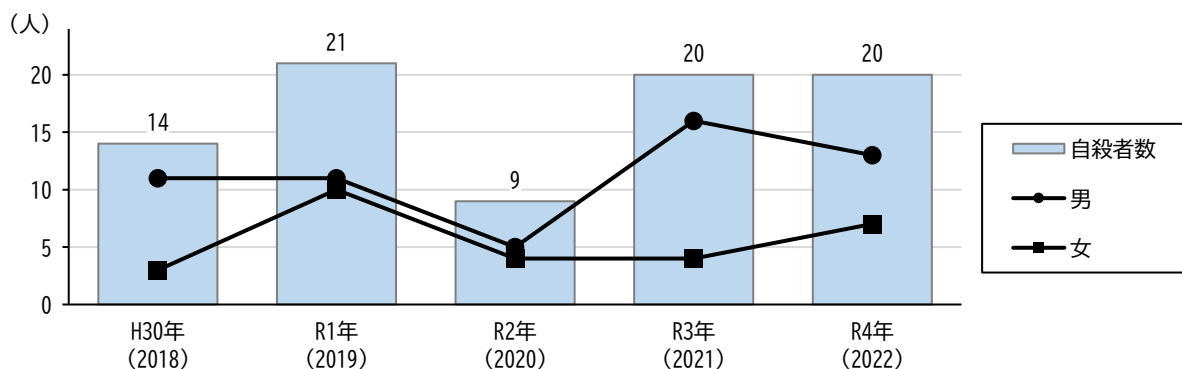
■ひきこもり相談（年度末現在）

(件)

	相談件数	相談経路			
		本人・家族	支援者	職員	その他
令和5(2023)年度	12	8	0	4	0

資料：障害者福祉課

■自殺者数の推移（各年12月末現在）



資料：東松山市自殺対策計画

(8) 地域福祉を支える組織の活動状況

① 東松山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は「社会福祉法」により、地域福祉を推進する中心的な団体として位置付けが明確にされている民間団体です。

東松山市社会福祉協議会では、地域福祉が市民により身近なものとなり、また地域福祉の充実が図れるように、市内7地区に社協支部を設置しています。各支部は、地域の特色を生かした事業や活動等を実施しています。

■各支部の令和5年度の主な事業

松山支部	ふれあいの集い（10月） 地域福祉講演会（3月）
平野支部	子育てサロン「ぶらんこ」（毎月） 世代間交流「居場所づくり」（10月）
大岡支部	シニアフェスティバル（10月） 三世代交流フライングディスク大会（11月） 一人暮らしのお年寄りとの交流会（3月）
唐子支部	夏のわくわく体験（7月） 健康講座（11月） 落語「天唐亭」（12月）
高坂支部	落語「九十九亭」（9月）、健康講座（2月）
高坂丘陵支部	ふれあいまつり・敬老会（10月） 落語「ふれあい亭」（12月） 住民向け啓発講座（年2回） 「虹のかけはし」発行（年2回）
野本支部	挨拶運動推進活動（7～8月） 高齢者と児童とのはがき交換事業（12月） 健康講座（12月）

② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は地域住民の相談支援など、福祉増進に努めており、市内には152人、うち12人が子ども福祉のことを専門的に担当する主任児童委員として活動しています（令和6年5月20日現在）。

活動実績については、令和5年度は総活動日数が23,236日となり、令和3年度から減少傾向にあります。

活動状況別では、相談支援はほぼ横ばいで、令和5年度は2,848件となっています。相談内容としては、「子ども」に関連する内容が増加傾向にあり、分野別でみると障害者に関する内容が増加傾向にあります。

その他の活動については、要保護児童の発見の通告・介入が令和3年度は26件、令和4年度は15件、令和5年度は8件となっており、減少傾向にあります。

■民生委員・児童委員の活動状況（各年度末現在）

（件）

相談支援		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	
相談支援 件数	内容別	在宅福祉	151	217	98
		介護保険	117	106	97
		健康・保健医療	416	331	233
		子育て・母子保健	186	268	189
		子どもの地域生活	164	171	103
		子どもの教育・学校生活	268	495	581
		生活費	50	45	51
		年金・保険	32	33	36
		仕事	12	13	4
		家族関係	91	79	76
		住居	44	27	42
		生活環境	204	246	249
		日常的な支援	516	504	486
		その他	617	488	603
		計	2,868	3,023	2,848
	分野別	高齢者に関すること	1,558	1,413	1,297
		障害者に関すること	102	264	249
		子どもに関すること	743	942	880
		その他	465	404	422
		計	2,868	3,023	2,848
その他の 活動件数	調査・実態把握	14,567	16,111	14,802	
	行事・事業・会議への参加協力	2,616	3,602	4,002	
	地域福祉活動・自主活動	10,212	10,738	9,825	
	民児協運営・研修	5,242	5,810	5,129	
	証明事務	186	218	192	
	要保護児童の発見の通告・介入	26	15	8	
訪問回数	訪問連絡活動	12,681	14,073	13,145	
	その他	7,991	8,570	12,112	
連絡調整回数	委員相互	9,863	11,379	10,951	
	その他の関係機関	5,243	5,030	4,386	
総活動日数		23,683	24,098	23,236	

資料：社会福祉課

③ ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

東松山市社会福祉協議会のボランティアグループに登録している団体数（令和5年度）は67団体、登録者数は58人、夏ボランティアの参加者数は268人となっています。

NPO法人は47団体で、多種多様に展開され、福祉分野においても多岐にわたる活動をしています。

■ボランティア・NPO法人登録状況（各年度末現在）

	ボランティア	登録者数（人）	夏ボランティア（人）	NPO法人（法人）
	団体数（団体）			
令和元(2019)年度	101	83	531	38
令和2(2020)年度	91	46	187	39
令和3(2021)年度	79	61	63	42
令和4(2022)年度	70	39	196	43
令和5(2023)年度	67	58	268	47

資料：東松山市社会福祉協議会 埼玉県NPO情報ステーション（埼玉県共助社会づくり課）

④ 自治会加入世帯数

世帯数は増加する一方、自治会加入世帯数は横ばい状態が続いているため加入率は低下し、令和5年度は64.1%となっています。

■自治（町内）会加入世帯数

	世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入率（%）
令和元(2019)年度	38,848	26,347	67.8
令和2(2020)年度	39,265	26,373	67.2
令和3(2021)年度	39,770	26,232	66.0
令和4(2022)年度	40,370	26,139	64.7
令和5(2023)年度	40,645	26,050	64.1

資料：地域支援課

⑤ シルバー人材センター

高齢者の就業機会の増大及び高齢者の生活支援の充実を目指して、高齢者の就労を斡旋しています。令和5年度の年度末会員数は623人、就業延人員は67,485人、受託件数は3,434件と減少傾向にあります。

■シルバー人材センター事業の推移（各年度末現在）

	年度末会員数（人）	就業延人員（人）	受託件数（件）
令和元(2019)年度	668	90,389	4,113
令和2(2020)年度	684	78,734	3,646
令和3(2021)年度	703	76,315	3,633
令和4(2022)年度	652	72,204	3,642
令和5(2023)年度	623	67,485	3,434

資料：シルバー人材センター

2 前計画の取組状況

第二次東松山市地域福祉活動計画では、4つの基本目標に基づき取組を進め、東松山市共通の活動展開として取り組んだ内容については、毎年度東松山市地域福祉計画策定委員会及び活動計画策定委員会合同会議において各年度の評価を行いました。また、東松山市社会福祉協議会では、発展・強化計画を策定し、取組内容の評価・見直しを毎年度実施しています。

それらを基にした、これまでの取組に対する評価や課題のまとめは以下のとおりです。

基本目標1 つなげる・・・地域社会の多様な主体をつなげる

(1) 地域力の向上

- ・ 支え合いサポート事業利用者への聞き取り等を通じて、現状の課題を把握することができました。
- ・ コロナ禍での自宅でできるボランティア活動の推進により、自宅で活動を行なうボランティアを増やすことができました。
- ・ 会議や研修を通じて、地域福祉コーディネーターの資質向上に努めるとともに、地域福祉コーディネーターが地域での支え合い活動への訪問や取組支援を行うなど、地域の支援体制強化への取組が行えました。
- ・ 地域生活課題の把握やその解決に向けた生活支援コーディネーターとの連携については、更なる取組を行っていく必要があります。

(2) 自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど地域の関係者との連携・協働

- ・ 社協支部連絡会議や第2層協議体の報告会を通じ、市内の福祉圏域ごとの地域住民による地域福祉活動について、地域福祉活動者間での情報交換・共有及び周知することができました。また、地域ケア会議の開催や参加により、関係機関・団体との連携強化につなげることができました。

(3) 地域福祉に携わる社会福祉法人との連携・協働

- ・ 彩の国あんしんセーフティネット事業を介し、適宜、連携・協働しながら支援しました。
- ・ 地域生活課題の解決に向けた社会福祉法人の連携による新たな社会資源の創出など、社会福祉法人に期待される連携については、進んでおらず、今後、新たな取組の検討が必要となっている。

(4) 市との連携体制の強化

- ・ 地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会を合同開催し、これまでの取組に関する評価方法を統一するなど、連携した取り組みが行えました。
- ・ 各事業の市担当課と社協の各事業の所管課が適宜会議を開催し、情報共有を積極的に行うことができました。

基本目標2 支え合う・・・多様性を尊重しながら支え合う

(1) 地域活動等への住民参加の促進

- 支え合いサポート事業利用者を対象としたアンケート調査では、支え合いサポート事業の利用に満足、やや満足との回答が9割でした。
- 生活上の困りごととして、外出に関する内容の回答が多数あったため、生活支援コーディネーターをはじめ、関係機関・団体と情報共有し、今後の対応を検討していく必要があります。
- 支え合い活動等に関する情報発信や講座等の開催により、新たな地域活動者の確保ができました。

(2) 支え合い・見守り活動の充実

- 社協支部事業と地区別プランの一体的な推進に向けて、各支部の事業計画に地区プランの内容が明記されるよう働きかけ、令和5年度より全支部の事業計画に明記され、取り組まれるようになりました。
- 地区別サロン懇談会を開催し、サロン運営に関する現状の課題やニーズ等を把握しました。また、把握した課題等から、休止や解散した2地区のサロンに対して、再開に向けた活動支援を行ったほか、大変好評であったポッチャをテーマとしたサロン協力者向けの研修にもつながりました。

(3) 小地域福祉活動の推進

- 地区別サロン懇談会を地域福祉コーディネーターが中心となって開催することにより、社協とサロンの信頼関係の構築が図れました。また、活動内容をサロン間で共有することやサロン協力者研修会を開催したことにより、各サロンの活動内容の充実につなげることができました。
- シニアボランティア向け研修会の開催や広報紙の発行を通じて、身近な地域での活躍の場の充実に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や周知活動が不十分であったことから、申請者はコロナ禍前の水準の55%に止まりました。
- 社協支部連絡会議において、支部より新たな役員への地域福祉に関する研修依頼があるなど、支部と事務局との連携強化を図ることができました。

(4) 災害に備えた地域の基盤づくり

- 地域福祉コーディネーターが市主催の研修会や要援護者の避難誘導訓練に参加したことで、非常災害時に備えた対応について学ぶとともに、地域の実情を確認するきっかけとなりました。
- 能登半島地震の発生により、予定していた研修会を計画通りに実施することはできませんでした。一方で、市内NPO法人を通じた被災地への物資の支援や埼玉県社会福祉協議会や他市社会福祉協議会等、関係機関や団体との連携を図ることができました。
- 災害時における職員の認識や対応を統一できるよう研修を実施しました。

基本目標3 育てる・・・地域福祉活動の担い手を育てる

(1) 互いに尊重し、支え合う意識の醸成

- 福祉活動に関する情報の発信方法について、従来からの方法である広報紙やホームページでの情報発信に加え、LINE を活用した周知を行ったところ、夏のボランティア体験プログラムを中心に若い世代からの反応を多く得ることができました。一方、紙ベースでの情報発信がよいとの声も多く、対象者や目的に合わせた広報活動の工夫を行う必要があります。
- 福祉教育では、障害のある当事者の方に講師を担っていただいたことで、生徒の理解促進が図れました。

(2) 地域福祉を支える人材の確保と育成

- サロン懇談会（7地区）や地域福祉コーディネーターによるサロン訪問を通じ、サロン運営者の高齢化等により、多くのサロンで新たな運営者の確保が喫緊の課題となっていることがわかりました。
- ボランティア活動支援講座として開催した「ボッチャ講習会」後、ボッチャを活動に取り入れるサロンが増加しました。
- シニアボランティア向けの「傾聴講座」をきっかけに、傾聴ボランティア活動への協力につながったケースがありました。

(3) 地域福祉を推進する人材の確保と育成

- 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、訪問支援員養成研修を実施しました。
- 研修にあたっては、ホームページやSNS を活用した情報発信を行いました。
- 施設の紹介動画を作成し、介護の仕事に関する情報発信を行いました。

基本目標4 築く…安心して自分らしく暮らせる社会を築く

(1) 福祉サービス必要とする人の支援体制の充実

- 民生委員・児童委員、介護・障害サービス事業者、地域福祉コーディネーター等による地域生活課題を検討のための研修会を開催し、関係者間の連携や支援方法の検討を行う機会を設けました。
- 個別事例についての地域ケア会議開催の他、孤立した状況にある方へのアウトリーチを積極的に実施し、状況を把握するとともに、状況に応じてサービスにつなげることができたケースもありました。

(2) 生活困窮者等への包括的な支援体制の充実

- 緊急的な生活困窮の状態にある相談者に対し、民生委員や関係機関と協働し、応急的な貸付や食糧支援を実施しました。
- 相談内容や相談者の状態に合わせ、自立相談支援機関やフードバンク、彩の国セーフティネット事業等のつなぎを行い、相談者の生活状態の改善に向けた支援を行うことができました。
- 子ども食堂運営団体との情報交換会や食糧の二次配分を通じ、運営団体の活動を支援することができました。
- ヤングケアラー支援については、現時点で支援の仕組みが明確になっていないので、今後、関係機関・団体等と連携した支援の仕組み作りが必要となっています。

(3) 多様な参加・協働による包括的な相談支援体制の整備

- 地域福祉コーディネーターが地域の活動の場や会議に参加することで、顔の見える関係づくりや地域生活課題が把握できました。
- 社会資源に関する研修や事例検討会の開催など、職員の資質向上に向けた取組を積極的に行いました。

(4) 情報アクセスやコミュニケーション支援の充実

- 手話奉仕員養成講習会や精神保健福祉ボランティア養成講座、同行援護従事者養成研修を実施し、情報提供にあたる支援者の養成を開催するとともに、各研修終了後には、受講者に対し、ボランティア活動や支え合いサポート事業等の地域活動についての情報を提供し、具体的な活動につなげることができました。

(5) 地域での暮らしを支える権利擁護体制の充実

- 市と協働し、成年後見制度の先進地視察や市民後見人養成講座に関する検討を行い、令和6年度からの中核機関移行に向けた体制づくりを行いました。
- 社会福祉協議会による法人後見への取組に関する要望も散見されることから、受任要件や受任体制等について検討する必要があります。

3 課題の整理

東松山市が策定する第三次東松山市地域福祉計画では、統計データやアンケート結果などから以下のとおり課題が整理されました。

(1) 市全体の状況

つなげる

各種調査結果等のまとめ

- 統計データからは、核家族化の進行や高齢化率の上昇、外国人の増加、女性及び高齢者の就労率の上昇など、地域社会の変化が進み、様々な背景や価値観を持つ住民が地域に暮らしている様子がうかがえます。しかしその一方で、地域社会とのつながりの希薄化などが懸念されます。
- アンケート調査では、「近所付き合いは顔を合わせればあいさつする程度」という割合が高く、一人暮らし世帯や20代では、ほとんど付き合わない人もいます。また、地域の問題点については、「隣近所との交流が少ないこと」や「世代間の交流が少ないこと」を問題であると感じる傾向にあります。各地区の懇話会においても、高齢者と子育て世代やその子どもとの交流が少なくなっていることが指摘されています。
- 社会福祉協議会及び社会福祉協議会支部の認知度について、アンケート調査では、福祉に関心のある人は認知度が高くなる傾向がみられます。懇話会においては、市と社会福祉協議会の役割分担やそれぞれの業務内容について、もっと市民に分かりやすく説明し、理解を得ることが大切だという声がありました。

検討ポイント

現状分析からは、地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念される一方、全体的には市民の地域への愛着度は高く、何かきっかけや機会があれば、地域交流や地域活動等への参加につながることを期待できます。

地域を基盤とした人と人とのつながりを育むことができるように、福祉に限らず幅広い分野での地域交流の促進を図ることにより、多世代の地域住民が主体的に地域の課題を把握し、解決に向けて取り組むような地域の解決力を育てていく必要があります。

一方で、市民や市内の関連団体が効果的な福祉活動を行うことができるように、庁内の関連部署間の連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめ各福祉団体や自治会等の地域団体とのつながりも強化し、それぞれの役割や業務について分かりやすく市民に伝えることが重要です。

支え合う

各種調査結果等のまとめ

- 統計データでは、介護や支援の必要な高齢者や障害者、ひとり親世帯、生活困窮など、様々な課題を抱え支援を必要とする人が地域に暮らしている状況がうかがえます。
- 地域の支援を受けることについては、抵抗を感じている人も少なくないことがアンケート調査からはうかがえますが、年齢別にみると、高齢になるほど抵抗感は和らぎ、年齢とともに地域支援のニーズが上昇する傾向がみられます。
- アンケート調査では、福祉に関心のある人は「近所付き合いについて大切だ」と思う割合が高く、「困っているときに、相談や手助けできる程度の付き合いをしている」割合や「近所に日常生活上の支援が必要な人がいる場合に、何らかの支援をする」割合も高くなる傾向があります。
- アンケート調査では、地域福祉推進に向けて必要な市の取組について、「災害に備えたまちづくりの推進」の回答が最も高率だった一方で、「多様な分野が連携を図り、地域力を高められる支援体制の整備」、「見守り活動の充実や自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携への支援」など、地域が一丸となった福祉環境づくりを望む割合も高くなっています。
- 地区によっては高齢者割合が極めて高く、現状の地域住民や事業の仕組みだけでは、数年後には災害時の支え合いのみならず、普段の支え合いも困難になることが地区懇話会で指摘されました。

検討ポイント

地域福祉活動の展開にあたっては、住民の主体的な参加を図っていく必要があるため、福祉への関心を高め、地域福祉の重要性について理解を広めていくことは、地域福祉の推進において重要です。

高齢者の支援以外にも、若年層を中心とした虐待や孤立、貧困などの問題は、早期に発見し、早期に支援につなげていく必要があります。地域の日頃からの見守りや支援が不可欠となっています。

若い世代が地域の課題について関心を持つ機会を設けて、自分が抱える問題の発見や、新たな地域の知り合いづくり、コミュニティ形成のきっかけとなるなど、参加者が何らかのメリットを感じつつ、地域のつながりを深める活動づくりの工夫が求められています。

また、有償ボランティア制度や活動時間の工夫など、地域福祉活動に参加しやすい環境整備の検討が必要です。

育てる

各種調査結果等のまとめ

- 地域活動への参加について、アンケート調査では、一人暮らし世代や 20～30 代の若い世代を中心に参加率は低い傾向にあります。ただ、これまで地域活動に参加したことがない人であっても、きっかけや興味があれば参加したいという意向を持つ人が約3割います。地域活動に参加しやすくなる条件としては、7割以上の方が「自分に合った時間や内容の活動であること」を挙げている他、10～30代は4割以上が「参加によるメリットがあること」と回答しています。一方、全世代を平均すると、地域への愛着を感じる人は約75%に上りますが、地域の支え合いを感じる割合と感じない割合は、いずれも約4割となっています。
- アンケート調査では「地域福祉を支える人材の確保と育成」についても約2割が必要性感じている他、団体ヒアリングにおいても、地域の福祉活動を担う人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。
- 地域福祉に関連する活動を行っている団体では、コロナ禍の影響により、会員数やスタッフが不足している状況もみられるため、地域の多くの人たちが参加しやすい活動条件や内容、広報・周知方法を検討する必要があります。
- 福祉サービスの提供にあたり、同じケースの中で介護や障害、子育て、貧困、孤立など、複数の問題を抱え、問題が複雑化している事例が増えています。

検討ポイント

地域福祉活動の展開にあたって、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア、NPO などの組織や団体は重要な役割を担っていますが、現状では、このような組織や団体が十分に認知されていない様子が見られるため、さらなる周知の工夫が必要です。

特に、若い世代の理解を高めることは、福祉にとどまらず、地域社会の持続性からも重要なため、教育機関や企業等と連携し、地域福祉の普及啓発活動を展開していく必要があります。

そこで、各種組織や団体に関する継続的な広報活動に取り組むとともに、認知度の低い年齢層にターゲットを絞った広報活動や、消防団やスポーツ少年団、企業をはじめ、様々な組織や団体と連携した活動展開など、認知や関心を高め、参加のメリットを実感できるような取組を推進する必要があります。

一方、複雑化する地域福祉の課題に対応して、日常的に地域の福祉活動を支える人材の研修支援や、福祉団体の専門性を高めることへの協力、専門性や技術力の高い人材の確保・育成を図ることが、地域福祉体制の維持に向けた課題となっています。

築く

各種調査結果等のまとめ

- アンケート調査では、「ヤングケアラーへの支援」、「子どもの貧困対策」、「孤立・孤独を防ぐ取組み」などに対する支援や対策の充実を望む意見が高い割合になっています。
- ヤングケアラー、子どもの貧困、孤立・孤独など増加・複雑化する課題への対応も多く求められる中で、支援を必要とする人と支援する人との関係性や、関係団体・機関同士の横のつながり強化の必要性、多分野にわたる取組体制の整備の重要性を感じている福祉活動団体が多くあります。
- アンケート調査では、地域福祉推進に向けた市の取組について、「多様な分野が連携を図り地域力を高められる支援体制の整備」、「見守り活動の充実や自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携支援」を必要との回答割合が3割を超え、地域と行政が一丸となった支援体制の重要性を感じている人が多くいる様子がうかがえます。
- 団体ヒアリングでは、各団体が主に対象としている当事者の困りごとの背景に、複合的な理由や課題がある場合には、市の担当課だけではなく、庁内の関連各課への照会が必要という指摘がある一方で、各団体は自主的に研修事業を行ったり、関係する専門団体と積極的に繋がって解決に向けて取り組んだりしていることが分かりました。
- 福祉サービスについて、アンケート調査では、「情報入手の難しさ」、「サービス利用の申し込み先の分かりにくさ」や「手間や時間がかかること」などが主な不満となっています。

検討ポイント

現状分析からは、生活上の困難を抱える人は増加傾向にあります。複数の課題を抱えているため、福祉分野に限らず、保健・医療・福祉・教育・就労など、様々な角度からの支援を必要とするケースが増加しています。

そこで、分野横断的なサービス提供体制の整備や、多職種による連携、相談支援体制の充実や内容の共有、情報提供のあり方などについて改めて検討することにより、多様化、複雑化する課題への体制整備を図り、重層的な支援体制整備事業などの包括的な支援体制を構築することが求められています。

そのため、福祉事業者や NPO、ボランティア、地域住民など、多様な主体が連携し協力しながら、個人や世帯が抱える様々な困り事に対する包括的な支援のあり方について、皆で検討していくことが求められています。

(2) 各地区の状況

【松山地区】

- 人口が最も多く、社会資源が充実しています。
- アンケート調査では、地域の交流が比較的少ない状況がうかがえます。
- 一方で、地域の交流が少ないことに問題を感じている人も多くいます。

【大岡地区】

- 人口が最も少なく、少子高齢化が進んでいます。
- アンケート調査では、居住年数の長い人が多くいます。
- 地域活動等の参加率は高くなっています。
- 医療・介護が必要になった場合のことや、自治会役員等の担い手不足が心配されています。

【唐子地区】

- アンケート調査では、地域の支え合いを感じていない人が比較的多くみられますが、地域内の行事の参加率は高くなっています。
- 世代間交流の少ないことや地域の問題への関心の低さが心配されており、地域に対する問題意識の高さがうかがえます。

【高坂地区】

- 人口が2番目に多く、人口増加率が最も高くなっています。
- 子どものいる比率が高く、高齢化率は最も低くなっています。
- アンケート調査では、子育てに関する悩みや、子育て支援活動への期待が大きいことなど、子育てに関する関心が高い様子がうかがえます。

【野本地区】

- 人口が3番目に多く、少子高齢化は比較的緩やかです。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が比較的多くみられます。
- アンケート調査では、地域活動への参加率は半数以上と高くなっています。
- 地域への愛着や地域の支え合いを感じている人が比較的多くいます。

【高坂丘陵地区】

- 人口の減少率が最も高くなっています。
- 少子高齢化が最も進んでいます。
- アンケート調査では、高齢化率が高いこともあり、介護に悩みや不安を感じている人が多くみられます。
- 地域の問題については隣近所との交流が少ないと感じている人が比較的多くみられます。
- 多様な地域活動の活発化が期待されています。

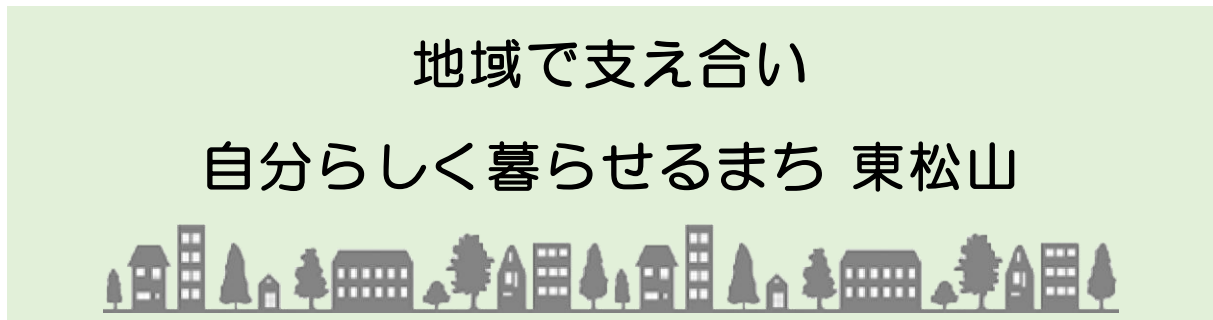
【平野地区】

- 年少人口比率は1割を割り、高齢化率は3割強と少子高齢化が進んでいます。
- アンケート調査では、福祉への関心や、地域活動等に参加意向のある人が比較的多くみられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第三次東松山市地域福祉活動計画は、東松山市が策定した第三次東松山市地域福祉計画と相互に連携して市全体の地域福祉を推進し、地域共生社会の実現を目指すため、基本理念は第三次東松山市地域福祉計画と共有し、以下のとおりとします。



地域福祉活動計画における基本理念は、東松山市が策定する地域福祉計画と基本理念を共有し、平成28年3月に策定した第一次東松山市地域福祉活動計画では「暮らしを支え合い 幸せを育むまち 東松山」と、令和2年3月に策定した第二次東松山市地域福祉活動計画では「地域で支え合う 笑顔で暮らせるまち 東松山」としてきました。

第三次を向かえる本計画においても、第三次東松山市地域福祉計画と一体となってこれまでの計画理念を継承発展させ、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが住み慣れた地域でともに支え合い、助け合い、尊重しながら、自分らしく暮らし、幸せを感じることでできる地域共生社会の実現を目指します。

地域づくりを行う主体は地域住民一人ひとりです。その一人ひとりが互いに「支え合い」、「認め合い」、また「多様性を尊重する」取組を地域で行い、そうした地域と地域がつながり、また、広がっていくよう、地域住民をはじめ、関係団体、東松山市、東松山市社会福祉協議会などが連携・協働を図りながら地域福祉を推進していきます。

2 基本目標及び重点取組

(1) 基本目標

第三次東松山市地域福祉活動計画では、基本理念と同様に、基本目標についても第三次東松山市地域福祉計画と共有し、以下の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 つなげる

つながる

地域における課題認識の共有と課題解決力の向上のため、地域住民、関係機関・団体、社会福祉法人等をつなげていくとともに、各主体の強みを生かすことができる環境づくりに取り組みます。

<主な取組>

- 社協支部事業
- 地域福祉コーディネーターの配置
- 介護予防・生活支援体制整備事業
- サロンの運営支援
- 一般介護予防事業
- 手話通訳者派遣事業
- 地域自立支援協議会への参画・協働
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 彩の国あんしんセーフティネット事業

基本目標2 支え合う

支え合う

より多くの地域住民や関係団体等に地域生活課題に対する共感を促し、様々な形での地域福祉活動への参加に結びつけ、身近な地域での支え合い・助け合いの仕組み作りを進めます。また、災害時に備えた体制づくりも進めます。

<主な取組>

- 社協会員
- 共同募金
- シニアクラブ連合会事務局
- シニアボランティア支援事業
- 支え合いサポート事業
- 子育て世帯訪問等支援事業
- 地域福祉コーディネーター事業（再掲）
- 介護予防・生活支援体制整備事業
- 災害ボランティアセンターの運営

基本目標3 育てる

育てる

子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域に暮らす全世代を対象に学びの機会を提供し、学びを通じて地域福祉の推進を図ります。

また、新たな地域福祉の担い手確保に向けて、対象に合わせた研修メニューを準備し、地域住民をはじめ団体や企業等のボランティア活動の推進と福祉専門職の育成に取り組みます。

<主な取組>

- 福祉教育・啓発活動
- ボランティア・担い手養成講座の開催
- 介護人材の養成講座の開催
- 福祉に関する情報発信
- ボランティアセンター事業
- 支え合いサポート事業（再掲）
- シニアボランティア支援事業（再掲）

基本目標4 築く

築く

多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向け、福祉専門職と地域住民、また福祉専門職を含む多職種が連携・協働して、包括的且つ総合的な相談・支援体制が構築できるよう取り組みます。

<主な取組>

- 総合相談センターの運営
- 緊急小口資金等貸付事業
- 低所得世帯への給付・助成事業
- 地域福祉コーディネーターの配置（再掲）
- 介護予防・生活支援体制整備事業（再掲）
- 地域自立支援協議会への参画・協働（再掲）
- 在宅医療・介護連携推進事業（再掲）
- 子ども食堂の運営支援
- ケアラーに関する支援
- 成年後見センター事業
- 福祉サービス利用援助事業

(2) 重点取組

本計画では、基本理念及び基本目標を踏まえ、地域福祉を推進するために特に重要な取組として、以下の3つの重点取組を設定します。

◆重点取組1 小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動とは、小地域を基礎に行われる住民主体の福祉活動で、住民同士のつながりを再構築するための活動や要援助者への日常かつ身近な支援を行う活動、地域社会の福祉的機能を高めるための組織活動などであり、基本的な活動として、社協支部やサロンの活動などがあります。

社協支部は、住民一人ひとりが地域福祉に参加し、地域での助け合いを育てていくための組織で、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域で活動している方が中心となり運営しています。それぞれの社協支部では、地域の様々な福祉課題について話し合い、福祉意識の啓発や問題解決のために地域の実情にあった活動を展開しています。また、サロンでは、地域に住んでいる高齢者や障害者、子育て中の親子などを対象として、地域住民やボランティアが主体となり、地域の自治会館や集会所等を利用して、集まって過ごす「憩いの場」づくりを通じて、誰もが地域の中で安心して、生きがいをもって暮らしていけることを目指しています。

こうした小地域福祉活動を推進することにより、地域住民が地域の福祉活動に直接参加し、福祉課題に取り組むことを通じて、個々の生活課題から地域生活課題としての取り組みが進み、福祉のまちづくりにつながるよう取り組みます。

◆重点取組2 支え合い活動の推進

地域の中で高齢者や障害者、子育て中の保護者などが生活していくためには、ちょっとした手助けが必要になることがあります。また、生きづらさや孤立に苦しむ人たちも何かしらの支援を必要としています。

一方で、地域には支援を必要としている人とともに、機会があれば支援を提供したいと考えている人も数多くいます。

支え合いサポート事業では、こうした支援を必要としている人と支援を提供したい人とのマッチングを通じて、人と人との緩やかなつながりを構築し、支え合いの仕組みがうまく機能するように調整を図ります。また、市民への事業の周知や活動の担い手の発掘・育成を積極的に推進することで、活動を希望する人に役割と機会を創出し、誰もが支え合いや助け合いの担い手となる地域社会を築いていきます。

◆重点取組3 権利擁護支援の推進

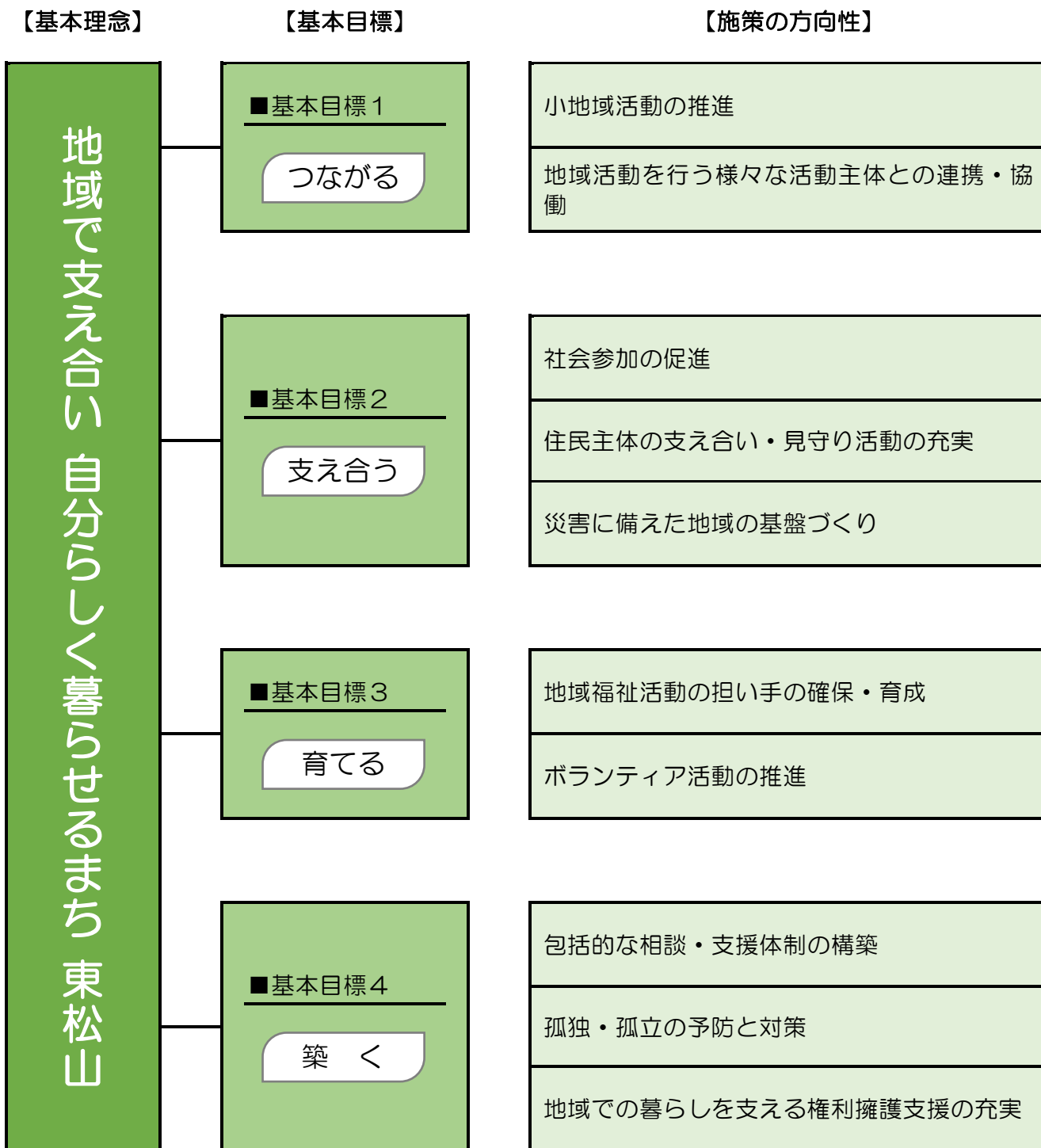
日常生活を送る上では、物を買う、福祉サービスを利用するなど、判断や契約を伴う場面が数多くあります。ここでの「権利擁護支援」とは、認知症や精神的な疾患などの原因により、そのような場面での判断が困難な場合に、本人にとってより適切な判断ができるようにお手伝いをするとともに、不当な権利侵害から守ることを言います。

急速に進む高齢化、核家族化の中で、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行などを背景として、こうした権利擁護支援を必要とする方々が増加しています。

福祉サービス利用援助事業では、判断能力が低下しても、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けていけるように、定期的に自宅等を訪問して見守りや福祉サービスの利用相談、日常的な金銭の管理等の支援を行います。

また、成年後見センター事業では、成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知や相談事業の充実、後見申し立て手続きの支援などを推進するほか、関係機関・団体との連携等により、権利擁護支援を必要とする方を早期に発見し、その方の状況に応じた支援方針を決定した上で、成年後見制度等の適切な権利擁護の仕組みへとつなげていきます。

3 施策の体系



第4章 東松山市共通の活動計画

例 示

基本目標1 【つながる】

基本目標1 施策の方針1 小地域福祉活動の推進

(1) 現状と課題

小地域福祉活動とは、地域に住む人々が協力して、地域の中で安心して暮らせる環境づくりを目指す取り組みです。社会福祉協議会では、市内の7地区に社協支部を設置し、小地域福祉活動を推進しています。しかし、市がまとめた現状分析では、地域社会の変化や地域のつながりの希薄化などが懸念されるとしており、これまで培ってきた豊かな地域性も徐々に失われつつあります。

豊かな地域性を取り戻すためには、住民同士が積極的に交流を図り、人と人のつながりを深める取組が必要です。また、地域住民が住み慣れた地域での暮らしを継続していくためには、地域の状況に応じた支援体制を構築する必要があります。

住民の顔が見える日常生活圏を基礎に行われる小地域福祉活動は、社会的な孤立を防ぎ、生活上の問題を早期に把握し、専門機関につなげられるなど、地域特有の福祉課題へのきめ細かな対応につなげることができるため、地域に密着した小地域福祉活動を推進する必要があります。

(2) 今後の展開


◆地域で取り組むこと

地域住民が協力して、地域の中で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

◆取組のポイント

- ・住民同士が積極的に交流を図り、人と人のつながりを深めていきます。
- ・地域住民が自らの課題を認識するとともに、自分たちで解決するための取り組みを検討し、実施していきます。

(3) 推進していく取組・事業

1	社協支部事業				
実施主体	地域住民、自治会、民生委員・児童委員、学校、子ども会、ボランティア団体、社会福祉協議会 等				
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や民生委員・児童委員、地域住民等と協働し、各地区の特徴を生かした様々な地域活動を実施します。 ・地域住民が自分たちのできる範囲で地域の福祉課題を解決できるよう、地区別プランを推進していきます。 				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
					

第5章 地区別プラン

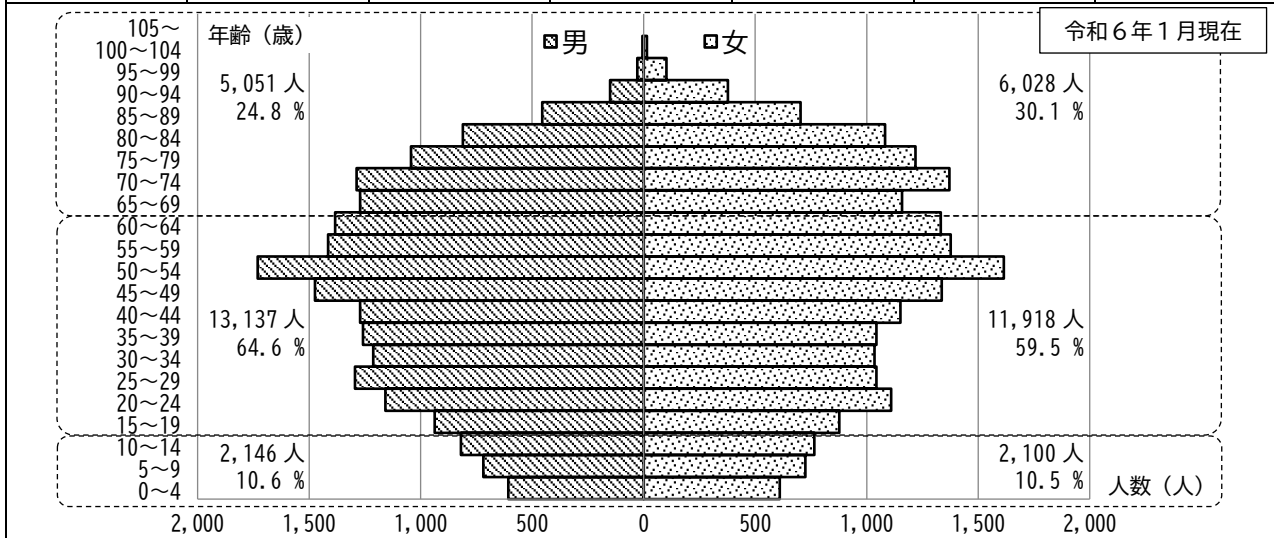
例 示

1 松山地区

◆地区の概況

市の中央部に位置し、比企地域の中心都市として行政機関をはじめ様々な施設が集積しています。地域の中心に東松山駅があり、それを取り巻くように住宅地が広がり、駅を起点としたバス路線があります。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口	高齢者人口・比率
40,380人 20,377世帯	11,079人 27.4%	25,055人 62.0%	4,246人 10.5%	2,358人 5.8%	39,907人 18,647世帯	10,321人 25.9%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	13事業者	通所介護	5事業者
	訪問介護	10事業者	グループホーム	4事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	19事業者	日中活動系事業所	21事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	26事業者
子育て分野	保育所※	7か所	定員 321人	利用者数 357人
	幼稚園	3か所	定員 745人	利用者数 254人
	放課後児童クラブ	8か所	定員 464人	利用者数 469人
その他資源	公園			48か所 (299,703㎡)
	民生委員・児童委員数	72人	地域福祉協力員	13人
	病院・診療所		30施設	

地域の指標

一人暮らし高齢者数	2,767人	シニアクラブ設置数	26か所
高齢者世帯数	1,908世帯	シニアクラブ会員数	1,200人
自治会加入世帯数	11,583世帯	シルバー人材センター登録者数	227人
高齢者サロン数	22か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	268人
支え合いサポーター登録者数	41人		
要支援認定者数	410人	要介護認定者数	1,180人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	1,054人	333人	610人

◆現状と課題

- ① 松山地区では、第一次地区プランより「あいさつが飛び交うまちづくり」を目指した取組を行ってきました。しかし、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか。」という設問において、「あいさつしない人が多い」と回答した人の割合（14.0%）が市内7地区の中で最も高い結果となっていました。そのため、第三次地区プランにおいては、この結果を真摯に受け止め、これまでの取組の振り返りを改めて行い、新たな「あいさつ」を通じた地域づくりに向けた取組の検討・実施が必要となっています。
- ② 「一人暮らし高齢者」や「高齢者世帯」が増加する中で、松山地区では第二次地区プランより「隣近所のつながりを深め、高齢者の孤立を防ぐ」ための取組を検討し、広報紙等を通じた高齢者サロンの紹介などの取組を行ってきました。第三次地区プラン策定に向け、社会福祉協議会松山支部の役員会において、第二次地区プランにおける当該取組の評価を行うために地域の現状について確認を行ったところ、高齢者の社会的孤立は地区内でも深刻化しており、更なる取組が必要であるとの意見が挙がりました。そのため、第三次地区プランにおいては、新たな「高齢者の孤立を防ぐ」ための取組の検討・実施が必要となっています。
- ③ 第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施した市民アンケートの「Q35 地域福祉の推進に向けた市の取組の中で、あなたは何が必要であると思いますか。」という設問において、松山地区では「災害に備えたまちづくりの推進（35.5%）」が最も高く、次いで「多様な分野が連携を図り地域力を高められる支援体制の整備（33.2%）」、「見守り活動の充実（22.0%）」という結果でした。また、「自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者との連携支援（19.7%）」という回答もその他の回答よりも高い回答率となっており、「より住みやすい地域づくり」に向けては、自治会や民生委員・児童委員という日頃から地域住民との関係性が深い二団体の連携強化が地域住民より期待されていることも確認できました。そのため、第三次地区プランにおいては、災害に備え、自治会や民生委員・児童委員を中心とした地区内で活動する団体間の連携強化に向けた新たな取組の検討・実施が必要となっています。

◆今後の方向性

- ① 「あいさつ」を通じた地域づくりに向けた取組の検討及び実施
- ② 「高齢者の社会的孤立」の防止に向けた取組の検討及び実施
- ③ 災害に備え、地域で活動する団体の連携強化に向けた取組の検討及び実施

◆主な取組

- ① 学校をはじめとする地域の多様な分野と連携・協働した「あいさつ運動」の推進
- ② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援
- ③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

◆役割分担とスケジュール

① 学校をはじめとする地域の多様な分野と連携・協働した「あいさつ運動」の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	家庭や地域の中でのあいさつの励行	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、学校等	取組への協力	実施				

② 高齢者世帯調査時における民生委員・児童委員と連携した一人暮らし高齢者等への支援

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域社会への参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員等	取組への協力	実施				

③ 自治会、民生委員・児童委員など地域の関係者間における情報共有をはじめとした連携の強化

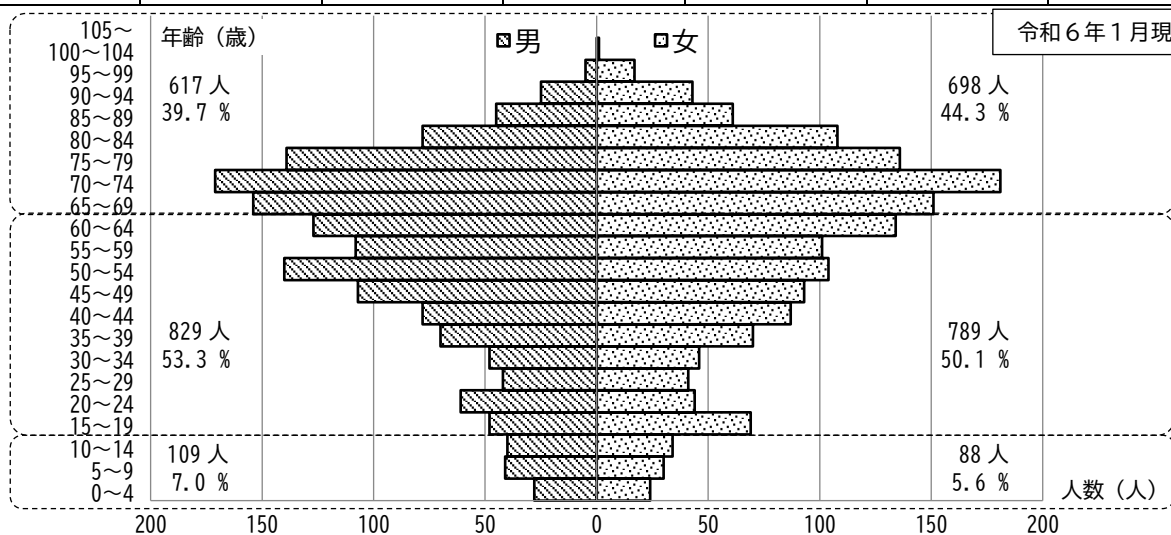
実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域で活動する団体への協力	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会等	取組への協力	実施				

2 大岡地区

◆地区の概況

市の北部に位置し、西側に丘陵地があり、角川や和田吉野川沿いは田園地帯となっています。国道407号沿いにバス路線がありますが、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
3,130人 1,536世帯	1,315人 42.0%	1,618人 51.7%	197人 6.3%	43人 1.4%	3,472人 1,604世帯	1,266人 36.5%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護	1事業者
	訪問介護	事業者	グループホーム	0事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	事業者	日中活動系事業所	7事業者
	入所施設	2事業者	グループホーム	1事業者
子育て分野	保育所※	2か所	定員 123人	利用者数 96人
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人
	放課後児童クラブ	1か所	定員 42人	利用者数 34人
その他資源	公園	1か所 (54,511㎡)		
	民生委員・児童委員数	6人	地域福祉協力員	5人
	病院・診療所	2施設		

地域の指標

一人暮らし高齢者数	350人	シニアクラブ設置数	5か所
高齢者世帯数	256世帯	シニアクラブ会員数	239人
自治会加入世帯数	966世帯	シルバー人材センター登録者数	28人
高齢者サロン数	7か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	35人
支え合いサポーター登録者数	11人		
要支援認定者数	25人	要介護認定者数	126人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	126人	46人	60人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 第一次地区プランから引き続き、「交通の問題」は大岡地区の最重要課題となっています。今現在、人口割合でいうと一番多くを占めている 70代と 80代前半の高齢者が運転免許証を返納したときに向けて不安があります。今回の第三次作成部会のブレーストーミングでも交通に関しての問題点が一番あがっていました。循環バスの利便性が悪く、またデマンドタクシーの料金が太岡地区から利用した場合にとっても高額になるということもデマンドタクシーを手軽に利用できない要因となっています。今後、関係機関との協議を進めると同時に、現在、交通に不便を感じている人に向けても、自分たちが今出来ることを検討・協議が必要だと意見があがりました。
- ② 小規模な地域の特色を生かして三世代が交流出来るイベントを強化していくのはどうだろうか、という意見がだされました。大岡小学校は地域に根付いた小学校なので、全校生徒へ声がかかけやすいので、その強みをいかして世代間交流の機会をもっと活発にしていこうということになりました。現在も様々なイベントが催されていますが人により求めるものが違うのでこれからはイベントも多様化をしていくのが大切になってきます。時代にあわせて、規模の大小・場所・老若男女限らず、多様化したイベントの取り組みの検討と実施が不可欠になります。
- ③ 日頃から地域に愛着をもっている人が多く、いつまでも大好きな地域で住み続けられるような住みやすい地域づくりが不可欠であるということがわかりました。作成部会のブレーストーミングで意見がでたように「近所の人々がサッと手伝える地域性」と「支援機関の事業」をうまく組み合わせて住みやすさを整えていくようにしようと意見がまとまりました。「支え合いサポート」と「あんしん見守りネットワーク」の周知を行い、活用を促進していく必要があるということで意見がまとまりました。

◆今後の方向性


- ① 現在と三年先・五年先にわけて考えた交通手段の検討と働きかけ
- ② 三世代交流イベントの増加や催し物の多様化に向けた検討と実施
- ③ 地域の住みやすい地域づくりに向けた検討と実施

◆主な取組


- ① 現行のデマンドタクシーの活用方法の周知と将来的な料金見直しへの働きかけ。巡回バスの利便性の向上
- ② 三世代交流の促進とイベントを多様化
- ③ 「支え合いサポート」「あんしん見守りネットワーク」の周知と活用の推進

◆役割分担とスケジュール


① 交通の問題

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	積極的に情報の共有をして要望を発信	実施				
社協支部	交通問題に先進的な取り組みをしている市町村の実態調査をしたうえで情報として大岡地区に発信	検討・実施・見直し				
地域の各種団体						

② 三世代交流の促進とイベントの多様化

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	居場所への参加、受け入れ、運営協力	実施・参加				
社協支部	居場所支援、周知活動、協力					
地域の各種団体	企画、広報、開催活動					

③ 住みやすい地域づくり

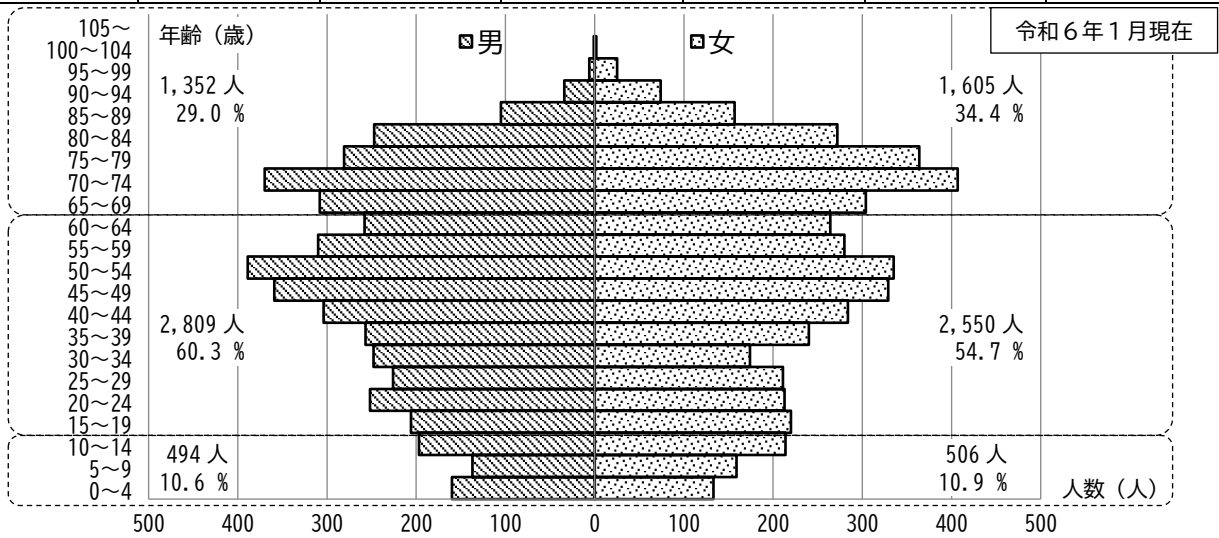
実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	近所付き合い、声かけ、助け合いなどの交流	実施・参加				
社協支部	下記機関との連携協力と住民への情報提供					
地域の各種団体	情報開示度提供					

3 唐子地区

◆地区の概況

市の西部に位置し、都幾川沿いに水田や畑地、丘陵など「ふるさとの原風景」ともいえる景観が残されており、豊かな自然と調和した生活環境が保たれています。東松山駅・森林公園駅・つきのわ駅へのアクセスが良好な地域です。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口 世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,316人 4,192世帯	2,957人 31.7%	5,359人 57.5%	1,000人 10.7%	328人 3.5%	9,331人 3,868世帯	2,843人 30.5%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	6事業者	通所介護	3事業者
	訪問介護	1事業者	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	2事業者	日中活動系事業所	3事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	6事業者
子育て分野	保育所※	7か所	定員 374人	利用者数 326人
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人
	放課後児童クラブ	3か所	定員 146人	利用者数 187人
その他資源	公園	22か所 (198,238㎡)		
	民生委員・児童委員数	18人	地域福祉協力員	0人
	病院・診療所	5施設		

地域の指標

一人暮らし高齢者数	680人	シニアクラブ設置数	8か所
高齢者世帯数	582世帯	シニアクラブ会員数	401人
自治会加入世帯数	2,852世帯	シルバー人材センター登録者数	52人
高齢者サロン数	11か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	80人
支え合いサポーター登録者数	20人		
要支援認定者数	68人	要介護認定者数	254人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	291人	81人	93人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 唐子地区では 地域全体で見守りを必要としている人々が増えています。第一次地区プランより、一人暮らしの高齢者や子どもなどの見守りが必要な人々が増加しているという課題の解決に向けた取組を進めてきました。しかし、一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯は年々増加しています。次期プランにおいても、引き続き、見守りとして効果的であるサロンの充実に取り組むとともに、地域の諸団体と連携・協働し、一人暮らしの高齢者や登下校の子どもたちの安全確保に努めます。また、災害時において、地域住民同士が互いに見守るという意識の醸成ができる取組を検討・実施し、安心できる地域づくりを目指します。
- ② 世代間の交流が少なく地域住民の関係性が希薄化しています。第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートの「Q17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において「世代間の交流が少ない」と回答した人が多くいました。この結果を受け、次期プランにおいても、社協支部事業や地域の行事などで多世代交流の機会を創出していきます。また、地域の諸団体と協力し、多世代交流を進め、顔の見える関係をつくり、地域住民同士の繋がりが深まることを目指します。
- ③ 第二次地区プランでは、日常生活で困りごとを抱えている人が増えているという課題の解決に向け、支え合いサポーターの登録者増加に向けた取組を行ってきました。しかし、サポーターの数は増えてはいるものの、稼働しているサポーターの数は少ないことから、今後は地域の諸団体などに対して地域の支え合い活動を周知し、サポーター募集等で協力が得られるよう取り組めます。また、通院や買い物などの移動手段で不便や不安を感じている住民が多いという課題も挙がっていることから、この課題の解決に向けて、社協支部として取り組める内容を検討し、実施していきます。

◆今後の方向性

- ① ひとり暮らしの高齢者や子どもなど地域住民同士が見守りを意識して安心できる地域づくりを目指す
- ② 多世代交流の推進、地域住民の繋がりを深めることを目指す
- ③ 支え合いサポーターの重要性や不便な移動手段の改善策を目指す

◆主な取組

- ① ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯への働きかけ、子ども見守り隊の充実
- ② 多世代交流機会を創出し、地域交流を通じた顔の見える関係性をつくる
- ③ 支え合いサポーターの増加、移動手段の改善に向けた取組

◆役割分担とスケジュール

① ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯への働きかけ、子ども見守り隊の充実

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	サロン・見守り隊への参加・協力	内容 検討	協力 依頼	実施		
社協支部	サロン・見守り隊への協力、 一人暮らし高齢者への働きかけ					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	サロン・見守り隊への協力、 一人暮らし高齢者への働きかけ					

② 多世代交流機会を創出し、地域交流を通じた顔の見える関係性をつくる

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	多世代交流事業・イベントへの協力・参加	内容 検討	協力 依頼	実施		
社協支部	社協支部事業の多世代交流化					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	多世代交流事業・イベントへの協力・参加 連携・促進					

③ 支え合いサポーターの増加、移動手段の改善に向けた取り組み

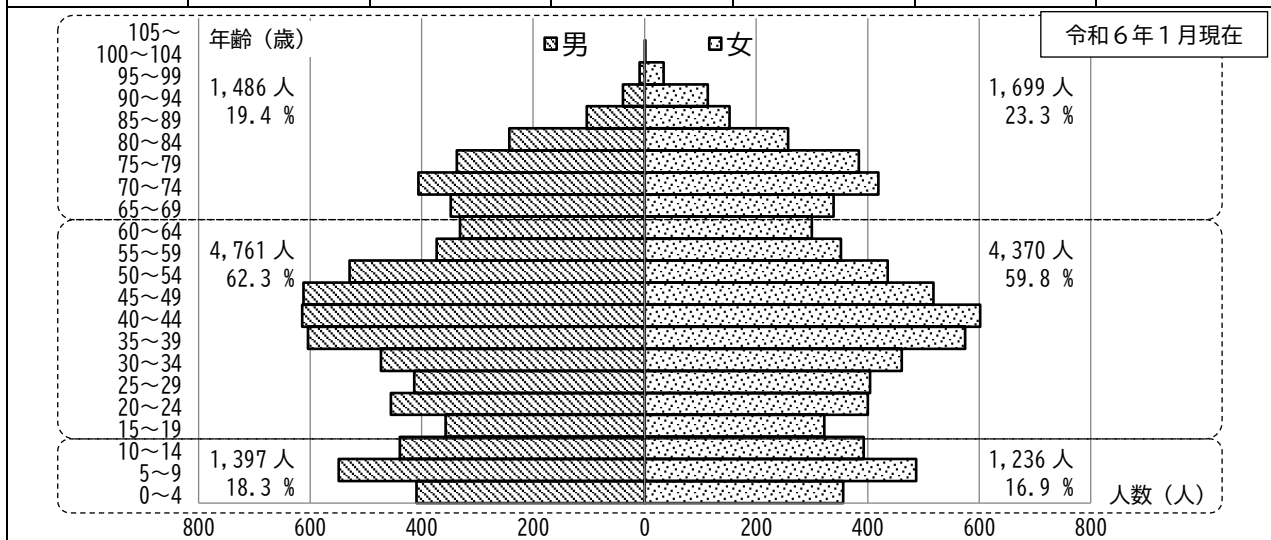
実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	支え合いサポーターの登録、呼びかけ 交通手段の現状の情報提供	内容 検討	協力 依頼	実施		
社協支部	ささえ合いサポーターの募集 交通手段の現状の周知					
自治会・民生委員・ 児童委員、PTA、 サロン、シニアクラ ブ 他	支え合いサポート事業、交通手段の改善に 向けた取り組み					

4 高坂地区

◆地区の概況

市の南部に位置し、西側の丘陵地、中央の台地と起伏に富んだ地形で、豊かな自然環境を育んでいます。地域の中心に高坂駅があり、駅周辺では土地区画整理事業による基盤整備が行われた住宅地が広がり、あずま町には商業施設が集積しています。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
14,949人 6,806世帯	3,185人 21.3%	9,131人 61.1%	2,633人 17.6%	412人 2.8%	13,656人 5,952世帯	2,970人 21.8%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	3事業者	通所介護	3事業者
	訪問介護	3事業者	グループホーム	1事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	5事業者	日中活動系事業所	5事業者
	入所施設	1事業者	グループホーム	3事業者
子育て分野	保育所※	4か所	定員 301人	利用者数 309人
	幼稚園	1か所	定員 280人	利用者数 220人
	放課後児童クラブ	2か所	定員 220人	利用者数 220人
その他資源	公園	29か所 (1,283,089㎡)		
	民生委員・児童委員数	13人	地域福祉協力員	3人
	病院・診療所	8施設		

地域の指標

一人暮らし高齢者数	766人	シニアクラブ設置数	14か所
高齢者世帯数	630世帯	シニアクラブ会員数	642人
自治会加入世帯数	3,392世帯	シルバー人材センター登録者数	80人
高齢者サロン数	20か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	28人
支え合いサポーター登録者数	11人		
要支援認定者数	103人	要介護認定者数	294人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	332人	102人	150人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 高坂地区では特に駅東口地域において、新しい世帯が増加し、近所付き合いや助け合いの希薄化を感じている住民が多く存在しています。第三次東津山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートでは、普段の付き合いや日常生活での助け合いから非常時の助け合いまで、その必要性を感じつつもどう関わって良いのか分からないといった声もありました。良好な人間関係作りは普段のあいさつから、きらめきサロンを始め身近な地域の活動に積極的に参加することを通して関係作りを深めていくことが必要です。高坂地区では、現在、見守り隊などによる見守り活動が行われ、大人と子どもの交流や交通安全・防犯上大きな成果を挙げているが、特に子ども見守り隊については、担い手の高齢化と共に新規確保が懸念されています。園・学校・自治会等と連携して多くの住民参加を促していく必要があります。また、高齢者に対しては民生委員の協力を得て「お元気ですか事業」を展開したり、既存の本部の「支え合いサポート事業」制度を活用し、見守り活動を推進してきました。しかしながら、登録者も少なく、充分とはいえないので、今後も、本部と連携して登録を促していきます。今後は、以上のような特定の担い手による見守り活動を推進すると共に子どもから高齢者まで近隣住民同士による支え合いシステム「地域見守りネットワーク」づくりを検討・推進し、災害時などにも活かせるようにしていきます。
- ② 住民の日頃の悩みの上位を占めるのは、「自身・家族の健康問題」です。しかしながら市の実施する健康診断など受診率は低い傾向にあります。住民の健康増進事業として、健康講座や九十九亭寄席を実施してきたが、より一層積極的な健康の維持増進活動につながるような事業を推進していきます。特に高齢者の健康寿命の延伸のための体力増進活動の啓発や徒歩圏内地域でのラジオ体操の実施を奨励します。また、高坂地区は大規模水害を被災経験から、防災意識の高まりを感じている住民も少なくなく「安心・安全なまちづくり」を願う住民が多いが、具体的な備えという点では不十分です。いざというときに的確に対処するためには、個々の物心両面からの日頃の備えと共に日常的な近隣住民同士の共助・近助の精神の醸成が必要です。とりわけ災害時、災害弱者と言われる子ども・高齢者・障害者等の避難支援は実際の訓練が必至です。そこで、体験的な講習会等を開催して住民の基本的な防犯防災に関する意識の向上や知識の取得を図りながら、いざという時の危機対応能力の向上を図っていきます。
- ③ 高齢者の居場所や健康増進を目的としたきらめきサロンは多くの地区で開催されているが、実施者の物理的・心理的負担や活動内容のマンネリ化また参加者の固定化など運営上の問題が指摘されています。そこで、サロン懇談会などを活用し、情報交換や体験研修などを通して、それぞれのサロンの活性化につなげていきます。また、高坂地区は新興住宅地を抱え子どもが増加傾向にあります。しかしながら、地域には特に小中学生の居場所として、いつでも自由に過ごせる施設がなく、放課後の子ども居場所づくりが急務です。そこで、活動センターを含む地域の既存の施設の活用を関係機関と検討していきます。さらに、より地域の多世代の住民同士の交流の機会として、主に既存の地域のサロン活動を活かした世代間交流事業を推進すると共に関係団体と連携してより多くの世代が参加しやすい交流イベント等の実施を検討していきます。

◆今後の方向性


- ① 誰も見守り・見守られるまちづくり ～地域見守り制度づくり～
- ② 健康で安心・安全に暮らせるまちづくり ～健康寿命延伸・防災・防犯体制づくり～
- ③ 居がい生きがいを感じるまちづくり ～誰もが輝ける場づくり～

◆主な取組


- ① 地域見守りネットワークづくり事業の推進
- ② 健康の維持増進事業・防災防犯事業の推進
- ③ 地域住民の居場所づくり事業の推進

◆役割分担とスケジュール


① 地域見守りネットワークづくり事業の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	あいさつ・見守り隊への参加・支え合い活動・地域活動への参加、支え合いサポーター登録					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会、学校PTA、サロン、シニアクラブ、商店会、商工会、各団体等	地域での支え合い制度の周知と登録支援 地域活動への参加促進とあいさつの推進 民生委員との連携による見守りの推進 地域見守り体制づくり（乳幼児・小中学生・高齢者、障害者）	実施検討見直し 				

② 健康の維持増進事業・防災防犯事業の推進

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	健康講座講習会・防災防犯講習会・避難訓練等への参加・健康診断受診・ウォーキング参加					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会・学校PTA、シニアクラブ、商店会、商工会、各団体等	健康増進講座の計画・開催 防災・防犯、災害時避難支援等の周知 地域のラジオ体操の奨励・支援 広報・本部HPを活用した情報提供 ハートピア事業の場を活用した健康増進や防災活動の周知（文化祭・体育祭等）	実施検討見直し 				

③ 地域住民の居場所づくり事業の推進

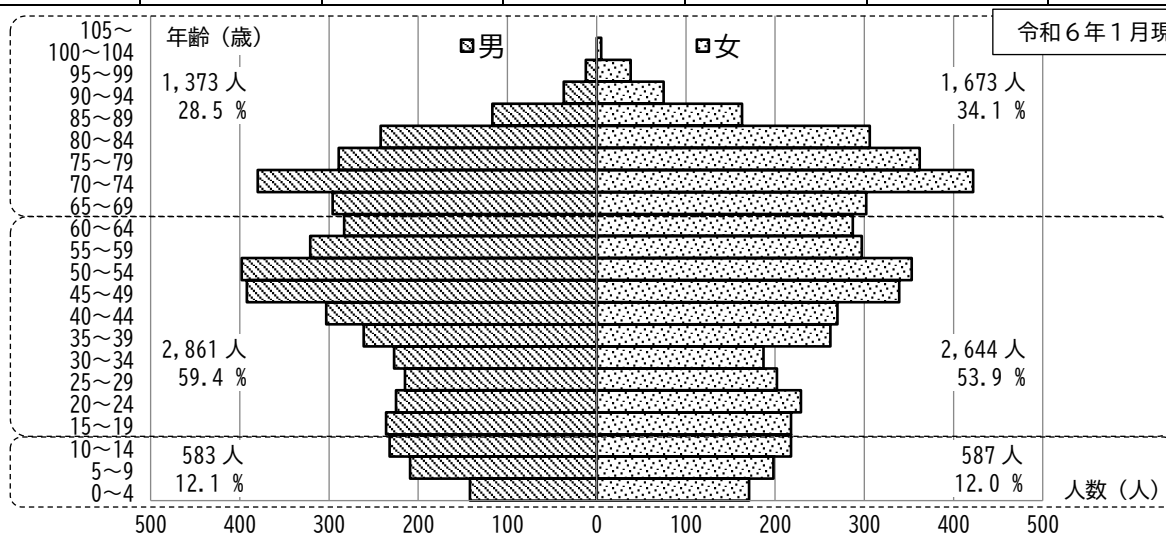
実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
住民・地域	きらめきサロン・世代間交流事業、各イベント等への参加					
支部社協、区長会、民生委員・児童委員、ハートピアまちづくり協議会、学校PTA、子ども会、サロン、シニアクラブボランティア団体、大学、各団体等	きらめきサロン活動への支援・協力 世代間交流事業への支援・協力 支え合い福祉マップの作成（サロン・カフェ・福祉施設・公園等） 既存施設を活用した居場所づくりへの支援、協力 誰もが参加しやすい世代間交流イベントの実施協力と支援	実施検討見直し 				

5 野本地区

◆地区の概況

市の南東部に位置し、田園地帯と北側の住宅地によりなっています。国道 254 号と 407 号による交通アクセスが良好なため、多くの住民は自動車を主要な移動手段としています。

令和 6 年 1 月 現在					平成 31 年 1 月	
人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率	生産年齢人口 ・比率	年少人口 ・比率	外国人人口 ・比率	人口 ・世帯数	高齢者人口 ・比率
9,721 人 4,199 世帯	3,046 人 31.3%	5,505 人 56.6%	1,170 人 12.0%	177 人 1.8%	9,823 人 3,986 世帯	2,926 人 29.8%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	2 事業者	通所介護	4 事業者
	訪問介護	0 事業者	グループホーム	1 事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			2 事業者
障害者分野	訪問系事業所	0 事業者	日中活動系事業所	5 事業者
	入所施設	0 事業者	グループホーム	2 事業者
子育て分野	保育所※	6 か所	定員 541 人	利用者数 512 人
	幼稚園	1 か所	定員 280 人	利用者数 211 人
	放課後児童クラブ	3 か所	定員 101 人	利用者数 135 人
その他資源	公園	7 か所 (12,004 ㎡)		
	民生委員・児童委員数	18 人	地域福祉協力員	1 人
	病院・診療所	5 施設		

地域の指標

一人暮らし高齢者数	1,060 人	シニアクラブ設置数	10 か所
高齢者世帯数	898 世帯	シニアクラブ会員数	510 人
自治会加入世帯数	2,755 世帯	シルバー人材センター登録者数	72 人
高齢者サロン数	11 か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	58 人
支え合いサポーター登録者数	6 人		
要支援認定者数	89 人	要介護認定者数	300 人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	283 人	90 人	111 人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

「第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート」より、野本地区の住民は以下のことを感じていることが判明いたしました。

- ① 隣近所との交流が少ないと感じています。
- ② 世代間の交流が少ないと感じています。
- ③ わかりやすい福祉情報を必要と感じています。

◆今後の方向性

「第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート」から浮かび上がった現状と課題に対して、「第三次地域福祉活動計画 野本地区プラン」の方向性として、次の3つを柱に据えることにいたしました。

- ① あいさつを通して交流の発端とします。
- ② 世代間交流を開催します。
- ③ 福祉情報をはじめ、多様な情報を整理します。

◆主な取組

「第三次地域福祉活動計画」の方向性として掲げた3つを柱を実行するため、以下の取り組みを行うことにいたしました。

- ① あいさつ運動の標語・ポスター・の募集・更新・配布を行います。
- ② 小学生と高齢者とのメッセージカードの交換を行います。
- ③ 多様な情報を整理し、発信します。

◆役割分担とスケジュール

① あいさつ運動の標語・ポスター・の募集・更新・配布

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	標語案・図案の募集、作成 標語案・図案の取りまとめ、更新、配布	標語募集 →	図案募集 →	ポスター作成・周知、 標語募集 →	図案募集 →	ポスター作成・周知 →

② 世代間交流の開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	メッセージカードの作成、周知 周知・事業協力	調査・検討・実施 →				

③ 多様な情報の整理・発信

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	周知・事業協力					
地域活動を行っている団体等	周知・事業協力 企画運営、とりまとめ、発信	調査・検討 →	→	実施 →	調査・検討 →	実施 →

6 高坂丘陵地区

◆地区の概況

市の南部の丘陵地に位置し、土地区画整理事業により開発された住宅地で、都市基盤や交通アクセスが整備されています。なお、当初整備から40年程経過しており、急激な高齢化が進んでいます。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
4,500人 2,100世帯	2,361人 52.5%	1,863人 41.4%	276人 6.1%	24人 0.5%	4,781人 2,077世帯	2,042人 42.7%

年齢(歳)		人数(人)	比率
105~			
100~104			
95~99	1,115人		53.5%
90~94			
85~89			
80~84			
75~79			
70~74			
65~69			
60~64			
55~59	915人		42.2%
50~54			
45~49			
40~44			
35~39			
30~34			
25~29			
20~24			
15~19			
10~14	140人		6.5%
5~9			
0~4			

保健福祉等に関する社会資源				
高齢者分野	居宅介護支援	1事業者	通所介護	0事業者
	訪問介護	0事業者	グループホーム	0事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設		0事業者	
障害者分野	訪問系事業所	2事業者	日中活動系事業所	0事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	0事業者
子育て分野	保育所※	0か所	定員 人	利用者数 人
	幼稚園	0か所	定員 人	利用者数 人
	放課後児童クラブ	3か所	定員 139人	利用者数 154人
その他資源	公園	19か所 (229,922㎡)		
	民生委員・児童委員数	10人	地域福祉協力員	3人
	病院・診療所	1施設		

地域の指標			
一人暮らし高齢者数	386人	シニアクラブ設置数	1か所
高齢者世帯数	638世帯	シニアクラブ会員数	17人
自治会加入世帯数	1,691世帯	シルバー人材センター登録者数	68人
高齢者サロン数	5か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	36人
支え合いサポーター登録者数	21人		
要支援認定者数	33人	要介護認定者数	120人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	134人	23人	47人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 高齢者の支え合いが地域全体の課題となっています。この地域特有の団塊世代の高齢化が進む一方で、要介護者の把握が不十分となっています。高齢化の進行と今後の住環境の変化に対応できる支援体制の構築と活動の継承が急務です。
- ② 防犯防災および交通等の生活安全に対する地域住民の危機意識が薄く取り組みへの参加者の拡大と日頃からの訓練が必要となっています。
- ③ 地域の高齢化進行は住環境に負の変質を促し、高齢者には運動能力、生活意欲の衰退を招きます。健康寿命を維持し質の高い生活を続けられる身体能力維持手段のサポートが必要となっています。

◆今後の方向性

- ① この地域の良好な住環境の世代継承と福祉活動実施体制の切れ目無い維持、地域の絆を強化する住民同士のコミュニケーションが求められます。
- ② 防犯防災、安全に対する意識の向上と参加協力者の増加を計り継続的な訓練を通して危機対応力を高めます。継続的なこども達の見守り活動により生活安全性を高めます。
- ③ 住み慣れた地域で生活が続けられるよう健康寿命を延ばすための啓発活動や高齢者の日常的な体力増進運動を広めていきます。また高齢者の食生活改善をすすめます。

◆主な取組

- ① 支え合いと幅広い年齢層の参加した地域づくり ～高齢化に対応できる強靱な地域～
- ② 安心して暮らせる安全な環境づくり ～防犯・防災・交通安全に関する見守りの拡充～
- ③ 健康で生きがいのあるまちづくり ～健康寿命を延ばすための取組の強化～

◆役割分担とスケジュール

① 支え合いと幅広い年齢層の参加した地域づくり ～高齢化に対応できる強靱な地域～

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	・住民同士の見守り ・若年層の地域活動参加					実施 →
社協支部、第2層協議体、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・支え合いネットワークづくりと地域住民の見守り、若手の参加を促す地域活動 ・多様な連絡・情報提供手段と体制の構築 ・住民同士の交流の場の提供	見直し・実施	→			

② 安心して暮らせる安全な環境づくり ～防犯・防災・交通安全に関する見守りの拡充～

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	防犯防災・交通安全への継続的取組み参加	実施	→			
社協支部、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・防犯・防災・交通安全に関する事業策定と周知・協力 ・防犯・防災・交通安全に関する事業参加と協力 ・組織間の情報共有・意見交換	見直し・実施	→			

③ 健康で生きがいのあるまちづくり ～健康寿命を延ばすための取組の強化～

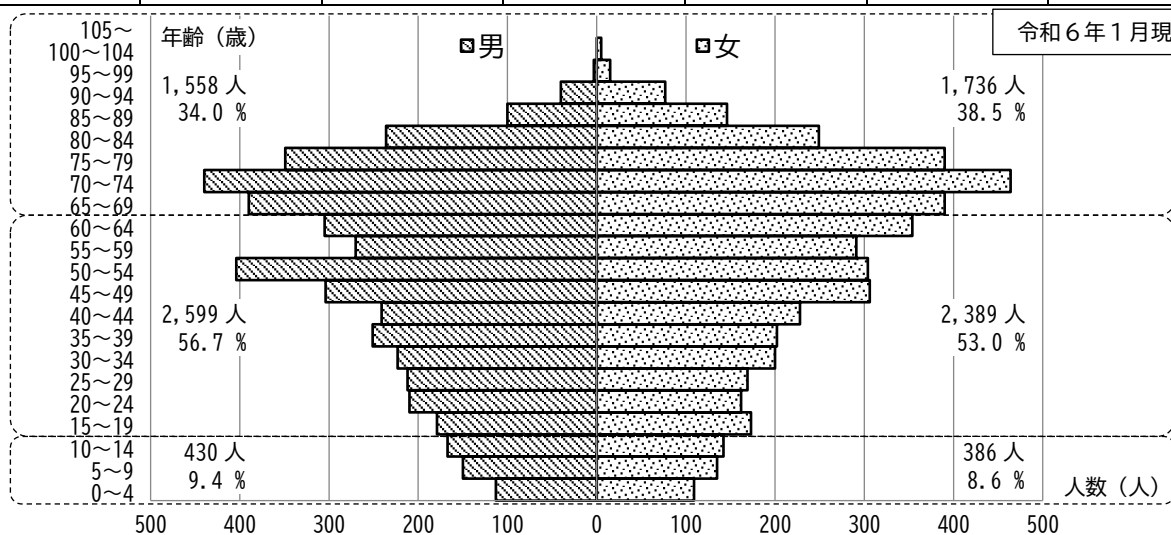
実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	講習会や体験および習熟イベントへの参加	実施	→			
社協支部、市社協、民生委員・児童委員、自治会、ハートピアまちづくり協議会、ボランティア団体、サロン、PTA・学校等	・講習会・実技指導等の開催計画立案と協力 ・講習会・実技指導等の開催周知と協力 ・講習会・実技指導等の開催と共働 ・実施結果の点検と計画調整、修正 ・情報の収集	見直し・実施	→			

7 平野地区

◆地区の概況

市の北部に位置し、東側の大規模な住宅地と、それ以外の田園住宅地域からなっています。東側住宅地や東松山駅から大岡地区方面へ通じるバス路線があります。

令和6年1月現在					平成31年1月	
人口・世帯数	高齢者人口・比率	生産年齢人口・比率	年少人口・比率	外国人人口・比率	人口・世帯数	高齢者人口・比率
9,098人 4,329世帯	3,294人 36.2%	4,988人 54.8%	816人 9.0%	276人 3.0%	9,320人 4,116世帯	2,937人 31.5%



保健福祉等に関する社会資源

高齢者分野	居宅介護支援	1事業者	通所介護	0事業者
	訪問介護	1事業者	グループホーム	2事業者
	介護老人福祉施設・介護老人保健施設			1事業者
障害者分野	訪問系事業所	0事業者	日中活動系事業所	1事業者
	入所施設	0事業者	グループホーム	7事業者
子育て分野	保育所※	1か所	定員 60人	利用者数 56人
	幼稚園	1か所	定員 270人	利用者数 114人
	放課後児童クラブ	1か所	定員 80人	利用者数 58人
その他資源	公園	8か所 (45,677㎡)		
	民生委員・児童委員数	15人	地域福祉協力員	4人
	病院・診療所	6施設		

地域の指標

一人暮らし高齢者数	721人	シニアクラブ設置数	5か所
高齢者世帯数	743世帯	シニアクラブ会員数	223人
自治会加入世帯数	2,811世帯	シルバー人材センター登録者数	106人
高齢者サロン数	8か所	シニアボランティアポイント制度登録者数	61人
支え合いサポーター登録者数	12人		
要支援認定者数	91人	要介護認定者数	239人
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
	287人	84人	124人

※小規模保育事業所、認定こども園含む

◆現状と課題

- ① 第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケート「Q9 日頃、どのような悩みや不安を感じていますか」という設問において、平野地区では「自分の健康に関して（食事、運動など）（54.7%）」と回答した人の割合が最も高い結果となりました。この結果を受け、第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、住民の健康づくりやフレイル予防につながる取り組みが必要であるとの意見が挙がりました。
- ② 平野地区では、第一次の地区プランより様々な地域住民が交流できる居場所づくりや世代間交流事業を行ってきました。しかし、第三次東松山市地域福祉計画の策定に向けて市が実施したアンケートの「Q17 現在、あなたの住んでいる地域の中で、どのような問題点があると思いますか」という設問において、「隣近所との交流が少ない」と回答した人の割合が最も高い結果となりました。この結果を受け、第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、自治会加入数の減少や隣近所との関係の希薄化の指摘が多くあり、引き続き地域住民同士の交流の機会をつくる取組の検討と実施が必要であるとの意見が挙がりました。
- ③ 第三次平野地区プラン作成部会で検討を行ったところでは、「高齢化や隣近所の関係が希薄化しているなかで、見守りや助け合いの重要性が増している」との意見が挙がりました。第三次東松山市地域福祉計画に向けて市が実施したアンケートの「Q18 あなたの周辺で社会から孤立している方がいることに気づいたら、どのように対応しますか」という設問において、平野地区では「あいさつや声かけなどをしながら、様子を見守る（38.8%）」が最も高く、住民の中で声かけや見守りの重要性が認識されていることが窺えます。

◆今後の方向性

- ① 住み慣れた地域で自分らしく生活できるように、健康づくりの取組を進めます。
- ② 子どもから高齢者まで地域住民が交流できる機会を作り、地域のつながりを強めます。
- ③ 地域住民の見守り・助け合いの意識を高め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆主な取組

- ① 健康に関わる講演会や健康づくりイベントの開催
- ② 地域交流事業の開催
- ③ 支え合い・助け合いのある地域づくり

◆役割分担とスケジュール

① 健康に関わる講演会や健康づくりイベントの開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	講演会やイベントへの参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
自治会、民生委員・児童委員、市民活動センター等	取組への協力	実施				

② 地域交流事業の開催

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	地域交流事業への参加	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
民生委員・児童委員、自治会、学校、市民活動センター、サロン、その他各種団体	取組への協力	実施				

③ 支え合い・助け合いのある地域づくり

実施主体	役割	R7	R8	R9	R10	R11
地域住民	取組への参加・協力	実施				
社協支部	取組内容の検討、実行、評価及び改善	実施				
民生委員・児童委員、自治会・ハートピア、学校等	取組への協力	実施				

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知及び利用促進

本計画は、地域福祉の関係者をはじめ、多くの地域住民の参加と連携が不可欠です。

そのため、本計画を広く周知し、理解と関心を高めていけるように広報紙やホームページをはじめ様々な媒体を活用するとともに、地域福祉の要となる自治会や民生委員・児童委員、福祉関係団体などと協力して広く地域住民に知らせていきます。

また、地域福祉活動の各種取組が地域の課題解決や生活の向上につながる実感ができるように、地域の取組状況や成果などについての情報や、地域福祉活動を支援する事業の情報などをわかりやすく提供し、多様な地域福祉活動を推進します。

2 関係機関等との連携

地域福祉活動の推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域の各種組織、団体の参加協力が不可欠です。

そのため、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO など、地域で活動する団体や、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、行政など関係機関とのネットワーク化や協議の場づくりなどに取り組み、地域における幅広い連携協働の強化を図ります。商工会や観光協会をはじめとする地域づくりや地域の活性化などに取り組み組織、団体についても、地域福祉に関する理解と協力を求め、地域の多様な主体とのつながりを広げていきます。

また、地域の多様な主体との連携協働によりアウトリーチを徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい課題などに対しても解決に向けて取り組みます。

3 住民が主役となる地域福祉活動の推進

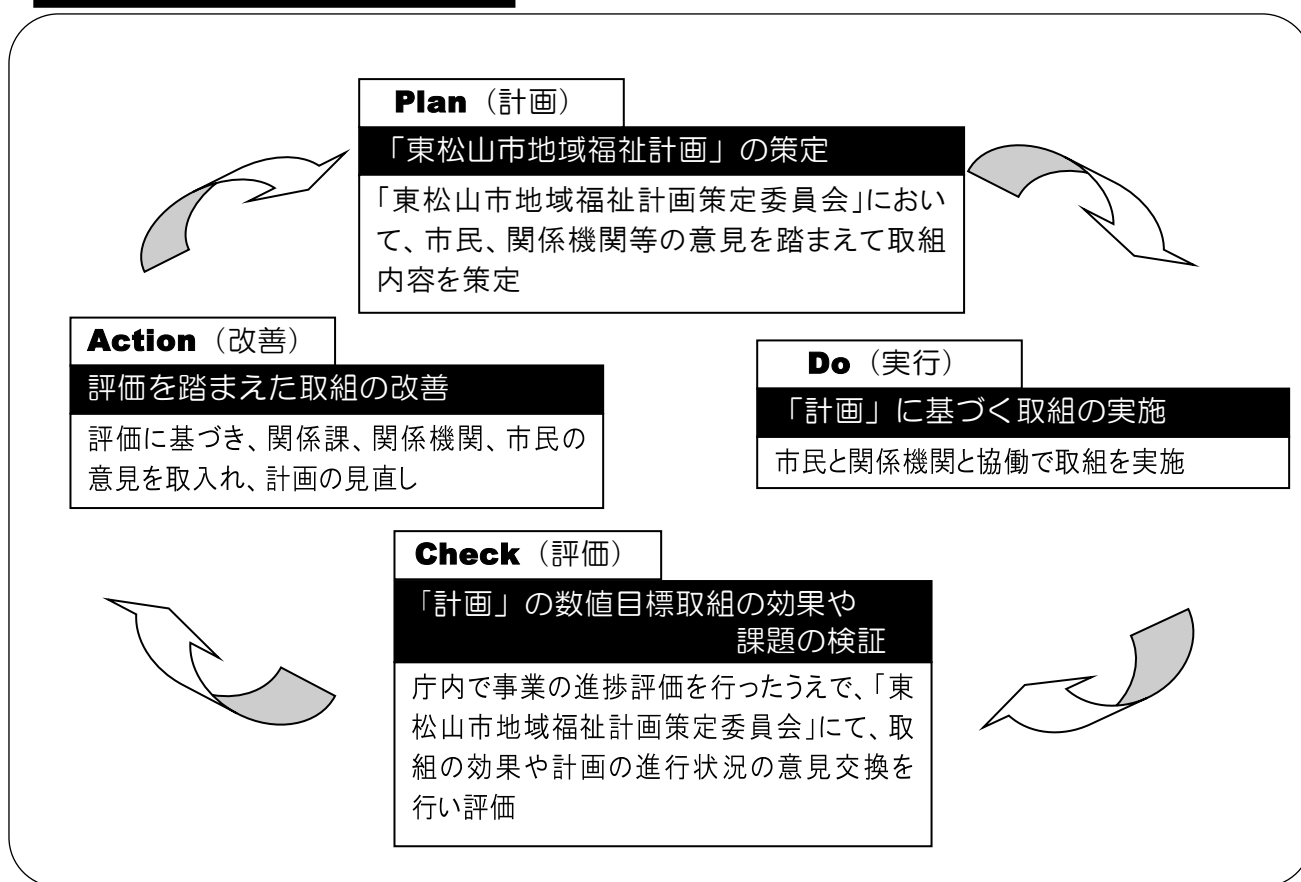
多様な地域の福祉課題に対して、きめ細かに迅速に対応できる地域福祉を推進していくためには、地域住民の誰もが地域福祉の担い手となって地域福祉活動に参加していくことが必要です。

そのため、地域の特性や課題を踏まえて地区ごとに策定した地区別プランの取組に住民が積極的に参加するように、地区別プランの内容や進捗状況などの情報を積極的に発信します。また、地域福祉の推進役である地域福祉コーディネーターの強化をはじめ、住民などが主体的に地域福祉活動を推進していけるような支援体制の強化を図ります。

4 計画の実施状況の点検・評価

第二次地域福祉活動計画は、東松山市地域福祉活動計画策定委員会において社会福祉協議会や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年1回行います。地区別プランについては、地域福祉連絡会議において年2回報告を行います。いずれについても、PDCA サイクルに基づいて計画の進捗状況の評価及び改善・調整などを行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページなどで公表します。第二次地域福祉計画は、東松山市地域福祉計画策定委員会において関係課所や関係団体による進捗状況の確認により、評価・点検を年1回行い、効率的な計画の推進を図ります。また、計画の進捗状況はホームページ等で公表します。

PDCA^{*}サイクルのイメージ図



※「PDCA サイクル」とは、Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→見直し(Action)の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいいます。

2 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

(1) 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、東松山市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、東松山市社会福祉協議会の会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 活動計画の策定及び変更に関すること
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、活動計画の策定に関し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画策定委員と同じ者とする。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を置く。委員長は、東松山市が策定する地域福祉計画との整合を図るため、東松山市地域福祉計画の策定委員長と同じ者とする。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(地区別プランの作成)

第7条 委員長は、活動計画がより地区のニーズに沿った計画となるよう、必要に応じて、地区別プランの作成を支援するため、地区別プラン作成部会等の設置を要請することができる。

(連携)

第8条 活動計画策定の過程においては、常に地域福祉計画との整合を図るものとする。

3 社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画 地区別プラン作成部会設置要綱

（設置）

第1条 地域福祉の推進を目的として、住民や地域の社会福祉関係者等と協力し策定する東松山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置規程（平成26年4月1日施行）第7条に基づき、各市民活動センターの地区単位において地区別プラン作成部会（以下「作成部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 作成部会は、活動計画を策定するために、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 当該地域のニーズを反映した地区別プランの作成
- (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の方針を踏まえた地区別プランの作成
- (3) その他活動計画・地区別プラン作成の推進に関すること

（組織）

第3条 作成部会の委員は、おおむね10人程度で組織する。

2 作成部会の委員は、地域の様々な福祉ニーズを把握する観点から、当該地域において様々な分野で活動する者の中から地域の実情に応じて選任する。

（作成部会の委員の任期）

第4条 作成部会の委員の任期は、地区別プランの作成及び活動計画の策定に係る業務が完了するまでとする。

（部会長）

第5条 作成部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 作成部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、作成部会の委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 作成部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（資料提出の要求等）

第8条 作成部会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（作成部会の事務局）

第9条 作成部会の事務局は、地域福祉課に置く。

（その他）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、東松山市地域福祉活動計画の施行の日はその効力を失う。

4 地区作成部会

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

第三次東松山市地域福祉活動計画

発行 令和 年 月
編集